

官報

号外

平成三十年三月二十二日

○第百九十六回 衆議院會議録 第十号

平成三十年三月二十二日(木曜日)

議事日程 第八号

平成三十年三月二十二日

午後一時開議

第一 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

日程第一 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、道路法等の一部を改正する法律案、日程第二、外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長西村明宏君。

道路法等の一部を改正する法律案及び同報告書
外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔西村明宏君登壇〕

○西村明宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、道路法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、全国的な貨物輸送網の形成及び道路交通の安全の確保とその円滑化を図るため、国土交通大臣による重要物流道路の指定に関する制度の創設、道路占有者による占有物件の維持管理義務の創設、地方公共団体に対する道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期間の延長の措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る三月五日日本委員会に付託され、十四日石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、同日及び十六日に質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国際観光の一層の振興を図るため、基本方針及び外客来訪促進計画の記載事項等の整備、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するための措置の拡充、国際観光振興施策に必要な経費の財源に関する特別の措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十五日日本委員会に付託され、翌十六日石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日、質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長長松島みどり君。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔松島みどり君登壇〕

○松島みどり君 たいだいま議題となりました公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、大氣の汚染の影響による健康被害に関する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、政府は、当分の間、引き続き、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付する措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月五日日本委員会に付託され、十六日中川環境大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日に質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、関稅定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長小里泰弘君。

関稅定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小里泰弘君登壇〕

○小里泰弘君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における内外の經濟情勢等に対応するため、関稅率等について所要の改正を行うほか、金の密輸入に対応するための罰則の引上げとして、許可を受けないで輸出入する罪等に係る罰金額の引上げを行うものであります。

本案は、去る三月十五日当委員会に付託され、翌十六日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

午後一時十一分散会

出席國務大臣

財務大臣 麻生 太郎君
国土交通大臣 石井 啓一君
環境大臣 中川 雅治君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る十六日、本院は、人事官に立花宏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は、食品安全委員会委員に佐藤洋君、川西徹君、吉田緑君、香西みどり君、堀口逸子君及び伊藤充君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は、再就職等監視委員会委員長に井上弘通君を、同委員に伊東研祐君、篠原文也君、平田眞理子君及び鍋島美香君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は、行政不服審査会委員に戸塚誠君、交告尚史君及び中山ひとみ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は、国地方係争処理委員会委員に富越和厚君、成瀬純子君、牛尾陽子君、辻琢也君及び齋藤誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は、日本銀行総裁に黒田東彦君を、同副総裁に若田部昌澄君及び雨宮正佳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は、労働保険審査会委員に渡邊英寿君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は、運輸審議会委員に和田貴志君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に佐脇浩君及び佐々木隆一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(指名通知)

一、去る十六日、本院は、国土審議会委員に衆議院議員吉川貴盛君を指名した旨内閣に通知した。

(報告書受領)

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

補欠

國場幸之助君

西田 昭二君

斎藤 洋明君

安藤 高夫君

柴山 昌彦君

木村 次郎君

牧島かれん君

中村 裕之君

前原 誠司君

今井 雅人君

野田 佳彦君

福田 昭夫君

西田 昭二君

堀内 昭子君

堀内 昭子君

田中 英之君

安藤 高夫君

斎藤 洋明君

木村 次郎君

柴山 昌彦君

田中 英之君

國場幸之助君

中村 裕之君

牧島かれん君

今井 雅人君

前原 誠司君

福田 昭夫君

野田 佳彦君

厚生労働委員

辞任

補欠

小林 鷹之君

中曾根康隆君

足立 康史君

浦野 靖人君

中曾根康隆君

小林 鷹之君

浦野 靖人君

足立 康史君

国土交通委員

辞任

補欠

大塚 高司君

井野 俊郎君

大島 敦君

青山 大人君

井野 俊郎君

大塚 高司君

青山 大人君

大島 敦君

議院運営委員

辞任

補欠

藤丸 敏君

小島 敏文君

本田 太郎君

神田 裕君

福田 昭夫君

黒岩 宇洋君

神田 裕君

本田 太郎君

小島 敏文君

藤丸 敏君

黒岩 宇洋君

福田 昭夫君

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障委員

辞任

補欠

下地 幹郎君

串田 誠一君

串田 誠一君

下地 幹郎君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

井野 俊郎君

佐藤 明男君

上野 宏史君

杉田 水脈君

鬼木 誠君

佐々木 紀君

門山 宏哲君

神山 佐市君

黄川田仁志君

小林 鷹之君

古川 康君

尾身 朝子君

和田 義明君

宗清 皇一君

尾身 朝子君

高木 啓君

小林 鷹之君

津島 淳君

佐々木 紀君

宮路 拓馬君

高木 啓君

安藤 高夫君

安藤 高夫君

木村 哲也君

神山 佐市君

門山 宏哲君

木村 哲也君

古川 康君

佐藤 明男君

井野 俊郎君

杉田 水脈君

上野 宏史君

津島 淳君

黄川田仁志君

宮路 拓馬君

鬼木 誠君

宗清 皇一君

和田 義明君

財務金融委員

辞任

補欠

武井 俊輔君

細田 健一君

中山 展宏君

宮路 拓馬君

牧島かれん君

高村 正大君

細田 健一君

佐藤 明男君

國場幸之助君

大岡 敏孝君

鈴木 準人君

百武 公親君

青山 大人君

大西 健介君

前原 誠司君

今井 雅人君

百武 公親君

三浦 靖君

宮路 拓馬君

藤井比早之君

佐藤 明男君

藤原 崇君

大岡 敏孝君

國場幸之助君

高村 正大君

牧島かれん君

藤井比早之君

中山 展宏君

藤原 崇君

武井 俊輔君

三浦 靖君

鈴木 準人君

今井 雅人君

前原 誠司君

大西 健介君

青山 大人君

農林水産委員

辞任

補欠

加藤 寛治君

國場幸之助君

細田 健一君

杉田 水脈君

山本 拓君

岡下 昌平君

亀井亜紀子君

山川百合子君

岡下 昌平君

神谷 昇君

國場幸之助君

国光あやの君

杉田 水脈君

堀内 昭子君

山川百合子君

山本和嘉子君

堀内 昭子君

武井 俊輔君

神谷 昇君

山本 拓君

国光あやの君

加藤 寛治君

武井 俊輔君

細田 健一君

山本和嘉子君

亀井亜紀子君

国土交通委員

辞任

補欠

秋本 真利君

神田 憲次君

大塚 高司君

三浦 靖君

鳩山 二郎君

宮路 拓馬君

藤井比早之君

星野 剛士君

望月 義夫君

藤丸 敏君

藤丸 敏君

望月 義夫君

星野 剛士君

藤井比早之君

宮路 拓馬君

鳩山 二郎君

神田 憲次君

秋本 真利君

三浦 靖君

大塚 高司君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生に関する特別委員

辞任

補欠

あべ 俊子君 泉田 裕彦君

大西 宏幸君 古川 康君

義家 弘介君 堀内 詔子君

古川 康君 神谷 昇君

堀内 詔子君 杉田 水脈君

泉田 裕彦君 あべ 俊子君

神谷 昇君 大西 宏幸君

杉田 水脈君 義家 弘介君

一、去る十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生に関する特別委員

辞任

補欠

大西 宏幸君 上野 宏史君

加藤 鮎子君 鈴木 憲和君

田中 英之君 國場幸之助君

平 将明君 神山 佐市君

古川 禎久君 石崎 徹君

武内 則男君 石川 香織君

鈴木 憲和君 杉田 水脈君

石崎 徹君 古川 禎久君

上野 宏史君 大西 宏幸君

神山 佐市君 平 将明君

國場幸之助君 田中 英之君

杉田 水脈君 加藤 鮎子君

石川 香織君 武内 則男君

一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生に関する特別委員

辞任

補欠

金子万寿夫君 宮路 拓馬君

長坂 康正君 穂坂 泰君

義家 弘介君 三谷 英弘君

穂坂 泰君 長坂 康正君

三谷 英弘君 義家 弘介君

宮路 拓馬君 金子万寿夫君

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案(内閣提出第五号)

地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

以上二件 地方創生に関する特別委員会 付託

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承諾を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

総務委員会 付託

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

農林水産委員会 付託

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五五号)

安全保障委員会 付託

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案送付)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京労働局長による野村不動産株式会社に対する特別指導に関する質問主意書(大西健介君提出)

外務大臣の出張のためのチャーター機の借り上げに関する質問主意書(大西健介君提出)

文部科学省による前川喜平氏の講演への事後的調査に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

台湾の蔡英文総統へのお見舞いメッセージに関する再質問主意書(源馬謙太郎君提出)

働き方改革に逆行する国会運営に関する質問主意書(源馬謙太郎君提出)

カンボジアの政情に関する質問主意書(源馬謙太郎君提出)

スーパーゼネコン四社による談合問題に関する質問主意書(宮本徹君提出)

政府による学校における個別の授業内容の調査に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

前川喜平前事務次官の授業内容の報告を文部科学省が求めたことに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

大臣、副大臣、大臣政務官、国会議員等の活動の記録と保存に関する質問主意書(城井崇君提出)

前川前文部科学事務次官の授業録音請求事案に関する質問主意書(長妻昭君提出)

野村不動産株式会社に対する特別指導の端緒や経緯及びその目的等に関する再質問主意書(山井和則君提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

内閣総理大臣夫人付き職員の現状に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

内閣総理大臣夫人の政治的価値に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

東日本大震災により避難した子供たちの健康調査に関する質問主意書(串田誠一君提出)

書類管理の際の割印に関する質問主意書(串田誠一君提出)

公務員の守秘義務と内部告発に関する質問主意書(串田誠一君提出)

四

決裁文書書き換えに関する質問主意書(小宮山泰子君提出)

国連人権理事会におけるUPR第三回審査・勧告に対する我が国の対応に関する再質問主意書(青山雅幸君提出)

南スーダンに派遣された自衛隊員の自殺に関する再質問主意書(阿部知子君提出)

漫画などを著作権者に許可を得ず公開する海賊版サイトに関する質問主意書(松原仁君提出)

(答弁書受領)

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中谷一馬君提出「ヘイトスピーチに関する質問に対する答弁書」

衆議院議員大西健介君提出「八丁味噌」の地理的表示保護制度への登録に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出加害者によるDV等被害者の子の戸籍謄本の写しの交付請求に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出米国政府が鉄鋼・アルミニウム製品に高関税をかける輸入制限に対する対抗措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介君提出「ハグ条約」の強制執行手続の執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出南スーダンに派遣された自衛隊員の自殺に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出「引越し難民」の緩和のための政府の取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員森山浩行君提出公文書の偽造に関する質問に対する答弁書

衆議院議員奥野総一郎君提出神戸製鋼製品の検査「データ改ざん問題」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出技能実習生の対象職種における除染作業の是非に関する質問に対する答弁書

衆議院議員森山浩行君提出公文書の偽造に関する質問に対する答弁書

衆議院議員奥野総一郎君提出神戸製鋼製品の検査「データ改ざん問題」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出野村不動産株式会社に対する特別指導の端緒や経緯及びその目的等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度の対象業務をめぐり労働政策審議会の議論に関する質問に対する答弁書

平成三十年三月六日提出
質問 第一二二一号

ヘイトスピーチに関する質問主意書
提出者 中谷 一馬

近年、我が国においては、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせており、このような事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしてもふさわしいものではないという認識に基づき、平成二十八年五月二十四日

第百九十回国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「法」という)が成立した。以下、法の施行状況について質問する。

一 法第四条は、国の責務として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる」とことと定めるが、国が法施行以降に実施した、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策」及び「地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置」を、それぞれ具体的に明らかにされたい。また、現時点でその措置は十分なものであると考えているか、十分ではない場合、今後いかなる措置をとることを考えているか、政府の見解を示されたい。

あわせて地方公共団体がその地域の实情に合わせて国の施策より効果的な規制を設けることは法の趣旨に反しないと考えるが、その点についても見解を示されたい。

二 法第五条は、国の責務として「本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする」と定めるが、国が法施行以降に整備した、「相談体制」及び「紛争防止・解決体制」をそれぞれ具体的に明らかにされたい。また、現時点でその措置は十分なものであると考えているか、十分ではない場合、今後いかなる措置をとることを考えているか、政府の見解を示されたい。

三 法第六条は、国の責務として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする」と定めるが、国が法施行以降に実施した、「不当な差別的言動を解消するための教育活動」と「そのために必要な取組」を具体的に明らかにされたい。また、現時点でその措置は十分なものであると考えているか、十分ではない場合、今後いかなる措置をとることを考えているか、政府の見解を示されたい。

四 法第七条は、国の責務として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行う」と定めるが、国が法施行以降に実施した、「不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」及び「そのために必要な取組」をそれぞれ具体的に明らかにされたい。また、現時点でその措置は十分なものであると考えているか、十分ではない場合、今後いかなる措置をとることを考えているか、政府の見解を示されたい。

五

五 平成二十九年において、全国で発生した不当な差別的言動を伴うデモや街頭宣伝は何件か。同法施行前と比較した増減を示されたい。また、件数を把握していない場合は調査すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

六 日本政府は、人種差別撤廃条約第四条(a)及び(b)の留保を撤回すべきとの人種差別撤廃委員会の最終見解に対し、平成二十五年一月の政府報告において、「右留保を撤回し、人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとは考えていない」との立場を取っているが、法制定前後に行われた政府の調査(平成二十七年法務省委託調査研究事業「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」)等からも、現在の日本において過激な人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況がうかがえるのであつて、法施行後も不当な差別的言動が根絶されたいとはいえない状況である。これに対して人種差別撤廃条約第四条(a)及び(b)の留保を撤回して処罰立法措置をとるなど実効性のある施策を再検討すべきとの考え方があつたが、政府としてどのように考えているのか見解を示されたい。

七 いくつかの地方公共団体で、不当な差別的言動がなされるおそれがある場合に、公園などの公的施設の利用を事前に規制できるガイドラインが公表されている。国は、同様の取組を全国的なものにする施策についてどのように考える

か、政府の見解を示されたい。

八 不当な差別的言動はとりわけインターネットを通じて過激化し巧妙化する傾向が見られるため、インターネットにおける不当な差別的言動を規制する声が高まっている。

地方公共団体のインターネットパトロール支援など、インターネットにおける差別的言動規制についてどのように考えるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第一二二号
平成三十年三月十六日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中谷 一馬君提出ヘイトスピーチに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中谷一馬君提出ヘイトスピーチに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成二十八年法律第六十八号)第四条第一項の規定に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施する責務を有するところ、具体的には、同法第五条第一項に規定する「必要な体制の整備」として、法務省において、平成二十九年四月から、「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国人のための人権相談所」における対応言語を六か国語に

拡大するとともに、従来一部の法務局・地方法務局で取り扱っていた「外国人のための人権相談所」の業務を全ての法務局・地方法務局で行うこととするなどし、同法第六条第一項に規定する「教育活動」の実施及び「そのために必要な取組」として、文部科学省において、都道府県教育委員会等に対する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行について(平成二十八年六月二十日付け二十八生社教第一号文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、初等中等教育局児童生徒課長及び高等教育局高等教育企画課長連名通知)の発出や都道府県教育委員会の担当者等を集めた会議等各種の機会を通じ、同法の趣旨等についての周知を図るとともに、学校における人権教育の一層の推進を図るため、学校における外国人の人権尊重に関する実践事例を文部科学省のホームページに掲載すること等の取組を実施するなどし、同法第七条第一項に規定する「啓発活動の実施及び」そのために必要な取組」として、法務省において、外国人に対する偏見や差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発ビデオ、啓発ポスター及び啓発冊子等の作成・配布等、各種啓発活動を実施するなどしている。また、同法第四条第一項に規定する「地方公共団体が実施する・・・取組に関する施策を推進するために必要な・・・措置」としては、法務省において、関係省庁や地方公共団体の担当者が出席する人権教育・啓発中央省

庁連絡協議会ヘイトスピーチ対策専門部会を開催したほか、地方公共団体が本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するに当たって参考となる情報を希望する地方公共団体に対し提供するなどしている。このように、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を、いずれも、適切に推進してきているところであり、引き続き、これらを推進してまいりたい。

また、御指摘の「国の施策より効果的な規制を設けることは法の趣旨に反しない」の具体的に意味するところが明らかではないため、これについてのお尋ねにお答えすることは困難である。

五、七及び八について

お尋ねの「不当な差別的言動を伴うデモや街頭宣伝」、「同様の取組を全国的なものにする施策」及び「地方公共団体の・・・インターネットにおける差別的言動規制」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六について

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(平成七年条約第二十六号)第四条(a)及び(b)は、締約国に対し、一定の行為につき処罰立法措置等をとることを義務付けるものであるが、我が国は、この規定に基づく義務については、憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において履

行する旨の留保を付しており、当該限度において刑法(明治四十年法律第四十五号)等によりその履行を担保している。

平成三十年三月六日提出
質問 第一一二三号

「八丁味噌」の地理的表示保護制度への登録に関する質問主意書

提出者 大西 健介

「八丁味噌」の地理的表示保護制度への登録に関する質問主意書

昨年十二月、愛知県特産の「八丁味噌」が地理的表示保護制度(GI制度)に登録された。しかし、登録が認められたのは愛知県味噌醤油工業協同組合による申請であり、同組合に加盟していない「株式会社まるや八丁味噌」と「カクキュー」ブランドを展開する「合資会社八丁味噌」の老舗二社は登録されない結果となった。この件に関して

一 江戸時代からの伝統的な製法を守り、生産量の半分超を占める二社が、輸出する欧州で「八丁味噌」を名乗れなくなるのは不条理ではないか。

二 「八丁味噌」は商標名ではなく、普通名称であるものの、これまで、岡崎市八帖町の二社の味噌蔵に配慮して、二社製造の豆味噌以外を八丁味噌とは普通、呼ばないことが慣習となっていた。あえて、この慣習を破り、これまで「八丁味噌」と呼ばれてこなかった「豆味噌」も「八丁味噌」を名乗れるよう国がお墨付きを与えることは混乱を招くのではないか。

平成三十年三月二十二日 衆議院会議録第十号

三 「木桶、石の重さが三トン、二夏二冬の長期熟成」という伝統的な製法を受け継いでいるものだけが「八丁味噌」であり、ステンレス桶でも、加温して三ヶ月で熟成させても「八丁味噌」を名乗れるようにすることは、消費者を騙すことになるのではないか。また、産地の伝統的製法に起因する特性に着目し、地名を冠した地域ブランドを保護するという地理的表示保護制度の趣旨に反するのではないか。

右質問する。

内閣衆質一九六第一二三号
平成三十年三月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出「八丁味噌」の地理的表示保護制度への登録に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員大西健介君提出「八丁味噌」の地理的表示保護制度への登録に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の二社についても、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号。以下「法」という。)第六条の規定による登録を受けた生産者団体に加入することによりその構成員となることや、法第十五条の規定による生産者団体を追加する変更の登録を受けることにより、「八丁味噌」として生産を行った特定農林水産物等に地理的表示を付すること

議長 報告

が可能であり、御指摘のように「八丁味噌」を名乗れなくなる」というものではない。

なお、法第六条の規定による登録を受けた特定農林水産物等の名称は我が国国内において保護されるものであり、現時点で欧州において地理的表示として保護されている実態にはない。二及び三について

法第七条の規定に基づき愛知県味噌醤油工業協同組合から登録の申請があった「八丁味噌」については、法第八条の規定に基づく公示等や法第十一条の規定に基づく学識経験者の意見の聴取等を経て、法第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる場合に該当するものではないと判断したものであり、「混乱を招く」、「消費者を騙すこととなる」、「地理的表示保護制度の趣旨に反する」等の御指摘は当たらないと考える。なお、従前から同組合の構成員が製造する「八丁味噌」が販売されている実態があるところであり、御指摘のように「二社製造の豆味噌以外を八丁味噌とは普通、呼ばないことが慣習となつて」とは認識していない。

平成三十年三月六日提出

質問 第一一二四号

加害者によるDV等被害者の子の戸籍謄本の写しの交付請求に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

加害者によるDV等被害者の子の戸籍謄本の写しの交付請求に関する質問主意書の写し、配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、

児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者(DV等被害者)というについては、市区町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て、「DV等支援対象者」となることで、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票(除票を含む)の写し等の交付」、「戸籍の附票(除票を含む)の写しの交付」の請求・申出があつても、これを制限あるいは拒否する措置が講じられる。

ただし、現住所が記載されない戸籍謄本はDV等支援措置の対象外とされている。戸籍法第十条では、「戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書」の交付の請求をすることができるとされており、直系の血のつながりがある者は理由なくその戸籍謄本を請求できるため、DV等被害者の元夫などの加害者であっても、子の戸籍謄本を取得できる。母と子が同一戸籍にある場合、現在のDV等被害者の婚姻状況についての情報などを知ることができる。

現行制度を利用することで、DV等被害者の元夫などの加害者であっても子の戸籍謄本を取得できるため、DV等被害者が新たなパートナーと出会い、結婚しようとしても、入籍を躊躇する事例が見られ、DV等被害者からは、「怖くて結婚できない」という指摘がなされている。戸籍謄本の全部事項証明書には、その者の本籍地や両親の名前、加害者との間に生まれた子どもなどが記載される。現在のパートナーとの間に子どもができ、その子を戸籍に入れたとすれば、その出生日

や出生地が記載される。パートナーと入籍すれば、さらに「配偶者の氏名」や婚姻届を受理した自治体名などが記載される。

住所は記載されていないので身の危険はないとの指摘もあるが、配偶者の名前やその間に生まれた子の情報が分かれば、現代のネット社会においては、インターネット上で検索すると、顔写真や職歴、出身地、現住所が類推される情報を得られる場合が多い。会員制交流サイト(SNS)、フェイスブックなどの急速な普及で、戸籍に記載された情報からDV等被害者の居場所が特定される懸念があると思われるが、これに対して政府は、DV等被害者やその子の人権を擁護するため、加害者からの子の戸籍謄本の請求に関して、対応策を検討したことはあるか。政府の見解如何。

このような事実を踏まえ、以下質問する。

一 戸籍法第十条第二項では「市町村長は、前項の請求が不当な目的によることが明らかとなるときは、これを拒むことができる」と示されているが、どのような事例がDV等被害者の元夫などの加害者であつて、子の戸籍謄本を請求しようとする者を「拒むことができる」ものに相当するのか。具体的に示されたい。

二 一に關連して、実際には、「子どもの戸籍から元妻の居場所を探りたい」旨、子の戸籍謄本の請求時に当該市町村の窓口で明言しない限り、「市町村長は、前項の請求が不当な目的によることが明らかとなるときは、これを拒むことができる」に相当しないのではないか。

三 現在のネット社会においては、その者の名前等をインターネットで検索すると、顔写真や職歴、出身地、現住所が類推される情報を簡単に得られる場合が多い。インターネットや会員制

交流サイト(SNS)、フェイスブックなどの急速な普及で、戸籍に記載された情報からDV等被害者の居場所が特定される懸念があると思われるが、これに対して政府は、DV等被害者やその子の人権を擁護するため、加害者からの子の戸籍謄本の請求に関して、対応策を検討したことはあるか。政府の見解如何。

四 法務省は、当面の間、DV等被害者の支援措置の対象になり、加害者が子の戸籍謄本を請求した場合、相続など正当な理由がない限り、当該市町村の窓口で拒むように通達を出すべきではないか。政府の見解如何。

五 現在、DV等被害者については、市区町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て、DV等支援対象者となることで、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票(除票を含む)の写し等の交付」、「戸籍の附票(除票を含む)の写しの交付」の請求・申出があつても、これを制限あるいは拒否する措置が講じられるが、これに「戸籍謄本の写しの交付」も追加すべきであらう。戸籍法第十条そのものの改正、もしくは、戸籍法第十条第二項でいう「不当な目的」を明示するため、戸籍法第十条に新たに条文を追加し、DV等被害者の支援措置の対象になつている場合、加害者が子の戸籍謄本を請求することを制限あるいは拒否する規定を設けるべきではないか。政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一九六第一二四号
平成三十年三月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出加害者によるDV等被害者の子の戸籍謄本の写しの交付請求に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出加害者によるDV等被害者の子の戸籍謄本の写しの交付請求に関する質問に対する答弁書

一及び二について

戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第二項の規定に基づき戸籍謄本等の交付の請求を拒むことができるか否かについては、他人に知られたくないと思われる事項をみだりに探索し又はこれを公表するなどプライバシーの侵害につながるものその他戸籍の公開制度の趣旨を逸脱して戸籍謄本等を不当に利用する場合であることが明らかであるか否かによつて判断されるものであるが、個別具体的な事案について、同項の規定に基づき戸籍謄本等の交付の請求を拒むことができるか否かを一概にお答えすることは困難である。

三から五までについて

御指摘の「加害者」からの戸籍謄本等の交付の請求への対応については、戸籍法第十条第二項の規定により事案に応じた適切な対応が可能であると考えてきているが、引き続き適切に対応してまいりたい。

平成三十年三月七日提出
質問第一二二五号

米国政府が鉄鋼・アルミニウム製品に高関税をかける輸入制限に対する対抗措置に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

米国政府が鉄鋼・アルミニウム製品に高関税をかける輸入制限に対する対抗措置に関する質問主意書

米国防務省が鉄鋼・アルミニウム製品に高関税をかける輸入制限を行うことを表明しています。

日本政府は日本製品が対象となることに対して懸念を表明してきたようですが、米国は全ての国を対象とする姿勢を崩しておりません。

この米国の措置に対して欧州連合(EU)や中国は報復措置を検討しています。

米国がこれらの製品に高関税をかけるようなことになれば、両国間でこれまで長い年月をかけて培われてきた信頼関係を崩すことに繋がり、我が国としては看過できない事態であると思います。

米国が鉄鋼・アルミニウム製品に高関税をかける輸入制限を行った場合、我が国としてEU等で検討されているような対抗措置を取るべきだと考えますが、政府内での検討状況並びに所見を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第一二五号

平成三十年三月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出米國政府が鉄鋼・アルミニウム製品に高関税をかける輸入制限に対する対抗措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出米國政府が鉄鋼・アルミニウム製品に高関税をかける輸入制限に対する対抗措置に関する質問に対する答弁書

米國がカナダとメキシコを除く全ての国からの鉄鋼及びアルミニウムの輸入に対して追加的な関税を課することを決定したことは極めて遺憾である。我が国としては、同盟国である日本からの鉄鋼やアルミニウムの輸入は、米國の安全保障に悪影響を与えるものではなく、むしろ米國の産業や雇用に貢献するものであると認識しており、世界貿易機関の枠組みにのっとり、必要な対応を検討してまいりたい。

平成三十年三月七日提出
質問 第一二二六号

ハグ条約の強制執行手続の執行に関する質問主意書

提出者 大西 健介

ハグ条約の強制執行手続の執行に関する質問主意書

三月六日の読売新聞報道によれば「ハグ条約

平成三十年三月二十二日 衆議院会議録第十号

議長の報告

を巡る日本国内での裁判で、子を元々住んでいた国に帰す命令などが確定したのに、応じない親を子と引き離すために行われた法定手続き六件がすべて失敗していることが外務省への取材でわかった。」としている。

また、「ハグ条約の実施に関する外務省領事局長主催研究会」参加有識者による議論のとりまとめ（平成二十九年四月）には「代替執行により子の返還が実現した事案がないことは懸念があるもの」との記述があるが、

一 ハグ条約発効後、わが国において、強制執行手続により、子の返還が実現した例はあるか。ある場合は何件か。

二 ハグ条約は、子の返還において任意性を優先しつつも、子を連れ去った親が任意の返還に応じず、裁判において子の常住住国への返還が確定した場合には強制執行手続により子の返還の実現が図られることになっている。しかし、強制執行手続により子の返還が実現した事例がなければ、条約の実効性が問われることとなり、制度の改善が必要であると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第一二六号
平成三十年三月十六日

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出ハグ条約の強制執行手続の執行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出ハグ条約の強制執行手続の執行に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成三十年一月末日現在、我が国において、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）に規定する子の返還の強制執行の手続として間接強制の決定がされた事案につき、子の返還の代替執行の手続に至らずに子の返還が実現したものは四件あるが、子の返還の代替執行の手続が実施された結果として子の返還が実現した例はないところ、当該手続が実施された件数は限られており、当該手続の改善が必要であるか否かについては、なお精査を要するものと考えている。

平成三十年三月七日提出
質問 第一二二七号

南スーダンに派遣された自衛隊員の自殺に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

南スーダンに派遣された自衛隊員の自殺に関する質問主意書

国際平和協力法に基づいて国際平和協力業務などを行うために、二〇一一年十一月から二〇一七年五月まで自衛隊から国連南スーダン共和国ミッシンに派遣された陸上自衛隊員（以下、自衛隊員）の中で、自殺した隊員がいたことが報道されている。

以下、質問する。

一 自衛隊員の派遣時から撤収時までの、重複を含むのべ人数を明らかにされたい。

二 自衛隊員の派遣時から現在までの、重複を含むのべ人数を明らかにされたい。

三 派遣中に死亡した自衛隊員のうち、死因が自殺であった者、死因が傷病の者、死因が事故または不明の者の数を明らかにされたい。

四 三の答えの死亡場所について、それぞれ、宿営地内か宿営地外かを具体的に明らかにされたい。

五 帰還後の在職中に死亡した自衛隊員のうち、死因が自殺であった者、死因が傷病の者、死因が事故または不明の者の数を明らかにされたい。

六 五の答えの死亡場所について、それぞれ、宿舎か隊舎か野外か自宅か等を具体的に明らかにされたい。

七 退職後に死亡した自衛隊員のうち、死因が自殺であった者、死因が傷病の者、死因が事故または不明の者の数を明らかにされたい。

八 七の答えの死亡場所について、それぞれ具体的に明らかにされたい。

九 自衛隊員のうち、派遣中、帰還中、または退職後に、精神疾患を患った者の数を明らかにされたい。

十 三、五、七の死因と南スーダンでの過酷な状況下での業務との関係について政府はなんらかの検証を行ったかどうかを明らかにされたい。

右質問する。

平成三十年三月二十二日 衆議院会議録第十号 議長の報告

内閣衆質一九六第一二七号

平成三十年三月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出南スーダンに派遣された自衛隊員の自殺に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出南スーダンに派遣された自衛隊員の自殺に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、国際連合南スーダン共和国ミッシンへの平成二十三年十一月から平成三十年二月までの間における自衛隊員の参加要員数は、延べ三千九百四十三人である。

三及び四について

お尋ねの「派遣中に死亡した自衛隊員」は、零人である。

五及び六について

お尋ねの「帰還後の在職中に死亡した自衛隊員」については、平成三十年三月十二日時点で、自殺した者が二人、傷病を原因とする者が一人であるが、お尋ねの「死亡場所」については、関係者のプライバシー保護の観点から、答弁を差し控えたい。

七及び八について

お尋ねの「退職後に死亡した自衛隊員」については、その全てを把握しているわけではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

九について

国際連合南スーダン共和国ミッシンに派遣されていた自衛隊の部隊から報告された「南スーダン派遣施設等隊等の衛生状況(週間報告)」によると、平成二十四年二月から平成二十九年五月までの間に、精神疾患の者に加えて、例えば、不眠等の症状のある者を含む「精神・行動障害」に該当した自衛隊員の延べ人数は、初診七十八人、再診百二十七人である。なお、お尋ねの「帰還中」及び「退職後」については、把握していない。

十について

五及び六について述べた者については、その死因と南スーダン国際平和協力業務との関連性は認められないものと認識しているところである。いずれにせよ、一般に、自殺は、様々な要因が複合的に影響し合って発生するものであり、個々の原因について特定することが困難な場合も多く、海外派遣との因果関係を特定することは困難な場合が多いと考えているが、防衛省においては、自殺の原因について可能な限り特定できるよう努めているところであり、このような観点を含め自殺事故防止対策については、今後とも強力に推進してまいりたい。

平成三十年三月八日提出
質問 第一二二八号

いわゆる「引越し難民」の緩和のための政府の取り組みに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

いわゆる「引越し難民」の緩和のための政府の取り組みに関する質問主意書

毎年、三月から四月にかけては進学及び転勤が重なるため、一年で最も引越しを行う人が多いが、昨今、この時期に引越しをしたくてもできない、いわゆる「引越し難民」が増加しているとの報道がなされており、社会問題化している。

平成三十年二月二十七日、閣議後の記者会見で、「春の本格的な引越しシーズンを前に、引越業者の人手不足から、既に業者が見つからないという問題が各地で発生し」このままでは、引越した時期に引越できない、いわゆる引越難民が発生するおそれもありますが、国土交通省として業界等とのような取組、対応」をすることの問いに対し、石井大臣は、「引越運送業を含むトラック事業におきましては、トラックドライバーの有効求人倍率が二・七四倍となるなど、近年、ドライバー不足が大きな課題となっております。また、大手引越事業者に聞き取った結果によりますと、引越については、三月から四月にかけて依頼が集中しておりまして、特に三月におきましては、通常月と比べて引越件数が約二・五倍となっております。人員と車両の両方の確保の面からピーク時の対応が難しくなっており、「国土交通省といたしましては、引越事業者において、繁忙期の引越依頼に対応できるよう、計画的なドライバーや車両の確保に努めていただけるように働きかけてまいりたい」、「今後の動向を注視しつつ、引越が円滑に進むよう、取組を行ってまいりたい」と発言した。

このようなトラックドライバーの不足、さらには政府の提唱する働き方改革の一環として、企業が繁忙期の引越しの受付を抑制していることも否定できない。

また、トラックドライバーの確保のために賃金上昇が生じること、繁忙期に引越し依頼が殺到することによる引越し料金の上昇等で、引越しを行うおとする者の経済的負担が増加する懸念が生じる。

さらには、社会問題化しているいわゆる「引越し難民」の諸問題の解決のためには、三月および四月に引越しを行う者を減らすように、政府自らが率先して行動することが重要である。すなわち、国家公務員の人事異動は四月一日付で発令されるものも多く、かかる異動で転居を伴うものの時期を分散することで、一定の効果が生じ、地方公務員、民間企業にも波及することが期待できる。

このような観点から、以下質問する。

一 いわゆる「引越し難民」の現状について、政府はどのように把握しているのか。国土交通大臣においても、「今後の動向を注視しつつ、引越が円滑に進むよう、取組を行ってまいりたい」と発言していることから、「動向を注視」しているものと思料する。政府の見解如何。

二 平成二十九年三月および四月に転居を伴う異動を行った国家公務員の数、平成二十九年一月から十二月までに転居を伴う異動を行った国家公務員の数はそれぞれどの程度か。

三 国家公務員の異動が三月および四月が多い理

由および背景はどのようなことによるのか。政府の見解如何。

四 国家公務員の異動を三月および四月以外に分散することによる不利益は想定されるのか。この場合、法令等で何らかの阻害要因となるものはあるのか。政府の見解如何。

五 国家公務員が転居を伴う異動のため、三月および四月という繁忙期に転居をする場合、引越料金の上昇に伴い、その費用が増加することはないか。この場合、異動のための国家公務員に支給される赴任旅費だけでは足りず、結果として当該国家公務員の個人負担になることがあるが、この場合の国家公務員の個人負担はやむを得ないものであると考えるのか。政府の見解如何。

六 いわゆる「引越し難民」の抑制、引越し料金の上昇の抑制、トラックドライバーの確保、トラックドライバーの働き方を改革し、その処遇改善のためには、国家公務員の異動を三月および四月からできるだけ分散させるべきではないか。政府の見解如何。

七 流通政策を専門とする流通経済大学の野尻俊明学長は、三月五日の産経新聞で、「日本では需要の繁閑差の大きい分野が多く、物流、とりわけ引越しの運送は最たるものの一つ。労働集約的な産業で人手不足が深刻化する中、需要の分散化で社会全体として生産効率をあげる取り組みが必要」と指摘しているが、政府の見解如何。

八 七に関連して、国土交通大臣は、「国土交通

省といたしましては、引越事業者において、繁忙期の引越依頼に対応できるよう、計画的なドライバーや車両の確保に努めていただけるように働きかけてまいりたい」、「今後の動向を注視しつつ、引越が円滑に進むよう、取組を行ってまいりたい」と発言しているが、政府として、「需要の分散化で社会全体として生産効率をあげる取り組みが必要」なのではないか。今後、政府は具体的な政策誘導を行う意向はあるのか。政府の見解如何。

九 石井国土交通大臣のいう「計画的なドライバーや車両の確保に努めていただけるように働きかけてまいりたい」との発言は、今後どのように具体化されるのか。政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一九六第二二八号
平成三十年三月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出いわゆる「引越し難民」の緩和のための政府の取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員逢坂誠二君提出いわゆる「引越し難民」の緩和のための政府の取り組みに関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の「引越し難民」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例年、引越しの需

要の約三割が集中する三月から四月にかけては、引越し事業者(引越しに係る貨物の運送を行う一般貨物自動車運送事業者等をいう。以下同じ。)が対応しきれない場合があり、特に引越しの希望が集中した日については、別の日への変更が求められる場合等があると承知している。

現時点での引越し事業者からの聞き取りによれば、本年三月から四月にかけての引越しの申込みについては、昨年とほぼ同程度の状況にあるが、例年と同様、日程の変更等が生じている場合があると承知している。今後とも、引越しに関する状況の把握に努めてまいりたい。

二について

お尋ねの「平成二十九年三月および四月に転居を伴う異動を行った国家公務員の数」及び「平成二十九年一月から十二月までに転居を伴う異動を行った国家公務員の数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、①平成二十九年三月一日から同年四月三十日までの間に各任命権者から人事異動の発令を受け、かつ、当該発令に係る赴任に伴う移転について各府省等の本府省及び外局の内部部局において国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)第六条第九項に規定する移転料(以下「移転料」という。)の支給を受けた者及び②平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に各任命権者から人事異動の発令を受け、かつ、当該発令に係る赴任

に伴う移転について各府省等の本府省及び外局の内部部局において移転料の支給を受けた者の数をお示しすると、それぞれ次のとおりである。

- ① 五千三十人
- ② 六千八百六十四人

平成二十九年三月一日から同年四月三十日までの間又は同年一月一日から同年十二月三十一日までの間に各任命権者から人事異動の発令を受け、かつ、当該発令に係る赴任に伴う移転について各府省等のうち本府省及び外局の内部部局以外において移転料の支給を受けた者については、調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。

三及び四について

お尋ねの「不利益」及び「法令等で何らかの阻害要因」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国家公務員の人事異動については、各任命権者が、多岐にわたる行政課題や業務の繁閑への的確な対応、職員の能力及び適性、人事管理上の必要性等を総合的に勘案し、必要であると判断した場合に実施するものであるところ、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の二第一項において、一定の場合を除き、職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日に退職すると規定されていることから、三月には定年退職による欠員が生じること、また、四月には新規採用を行うこと等から、三月又は四月においても人事異動を行うことが必要であると考えられる。

五について

御指摘の「赴任旅費」の意味するところが必ずしも明らかではないが、旅費法第六条第九項の規定に基づき、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により移動料を支給することとされ、また、旅費法第四十六条第二項の規定に基づき、各庁の長は、旅行者が旅費又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、財務大臣に協議して定める旅費を支給することができることとされている。

六から九までについて

御指摘の「引越し難民」の意味するところが必ずしも明らかではないが、物流については、一般に月や曜日等による需要の差が大きく、需要の平準化が効率化につながると考えられ、三月から四月に年間需要の約三割が集中する引越しにおいて、事情は同様と考えられる。

一方で、三及び四について述べたとおり、国家公務員の人事異動は、三月又は四月に行われるものもあるが、これに限らず、社会一般の転居を伴う活動である就職や人事異動などについても三月から四月にかけて多く行われていることなどにより、引越しの需要が時期により一定程度変動することは避けられない面もある。

そのため、引越しの需要の平準化に対する利用者の協力を得るべく、国土交通省のホームページにおいて「引越時期の分散に向けたお願

い」として、早めの依頼やピーク時期の回避を呼び掛けるなどしているところであり、引き続き、業界団体とも連携して、取組を進めてまいりたい。

また、引越し事業者に対しても、ドライバ―や車両の確保にできる限り努めてもらうよう、引き続き働き掛けてまいりたいと考えており、引越し事業者においても、この働き掛けや需要の動向を踏まえつつできる限り対応されるものと考えている。

平成三十年三月八日提出
質問 第一一九号

技能実習生の対象職種における除染作業の是非に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

技能実習生の対象職種における除染作業の是非に関する質問主意書

厚生労働大臣の告示するところの「技能実習制度推進事業等運営基本方針」では、技能実習制度の基本理念として、「技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする」と示されている。

平成三十年三月六日、日本経済新聞は、「技能実習生として来日したベトナム人男性が、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染作業に従

事していた」ことを報じている。この男性は平成二十七年九月に来日し、実習先である岩手県の建設会社と契約した業務内容は、「建設機械・解体・土木」であったことが報じられている。

このベトナム人男性と契約した建設会社の社長は、日本経済新聞の取材に対し、このベトナム人男性が除染作業に従事していたことを認め、「日本人がしている仕事をやらせただけ」であり、「実習」というのは建前で、外国人側は稼げればいいというのが本音だろう」、「除染に実習生を使っている会社はほかにもある」と回答したことも報じられている。他方、ベトナム人男性は「除染作業との説明はなかった」と回答している。

「技能実習制度推進事業等運営基本方針」における技能実習二号移行対象職種に掲げる「建設機械施工」の作業の定義として、「押土・整地機械（代表機種：ブルドーザー）を使用した走行操作及び施工作業並びに点検作業」が示され、建設業法上の事業者が建設機械を使用し、押土・整地作業を行う場合、建設機械施工職種に該当するものとして、土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業などが例示されている。ここではいくつかの工事業が示されているものの、技能実習生に従事させてよいのは「押土・整地機械を使用した走行操作及び施工作業並びに点検作業」であり、除染などの業務がこれに該当するとは考えられない。

このような観点から、以下質問する。

一 政府は、外国人技能実習生が東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染作業に従事して

いることを把握しているのか。その場合、「技能実習制度推進事業等運営基本方針」の理念に反するのではないか。政府の見解如何。

二 外国人技能実習生が東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染の業務作業に従事することは、技能実習二号移行対象職種のどれに該当するのか、あるいは該当しないのか。政府の見解如何。

三 実習実施機関が入国管理局に提出している実習計画に、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染の業務作業を行わせることを明示せずに、実際にこのような除染の業務作業を行わせた場合、実習実施機関は不正行為を行ったものとして処分対象になるのではないか。処分対象になる場合、どのような処分がなされるのか、根拠法令とともに明示されたい。

四 当該ベトナム人男性と契約した建設会社の社長が日本経済新聞の取材に答えたように、「除染に実習生を使っている会社はほかにもある」と承知しているが、政府はこのような実態を把握すべきではないか。政府の見解如何。

五 四に関連して、除染作業などを行ない違法な状態になっている技能実習を是正すべきではないか。政府の見解如何。

六 「技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため」のものである。然るに、日本人の労働者を集めることが困難なため、外国人技能実習生に東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染の業務作業を行わせることが現状

であろう。「我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展」を望むならば、このような作業に違法に外国人技能実習生を従事させないことを徹底させるべきではないか。政府の見解如何。

法施行規則」という。別表第二に掲げる移行対象職種には除染作業という名称のものは存在しないが、御指摘の「押土・整地機械を使用した・・・点検作業」は、建設機械施工職種の押土・整地作業であり、除染作業においても行われることはあり得る。

三について

内閣衆質一九六第一二九号

平成三十年三月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出技能実習生の対象職種における除染作業の是非に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出技能実習生の対象職種における除染作業の是非に関する質問に対する答弁書

一について

外国人技能実習生が東京電力福島第一原子力発電所事故に伴ういわゆる除染作業(以下「除染作業」という。)に従事している可能性がある事案については承知しているが、当該事案の詳細については現在事実関係を確認中である。なお、除染作業に従事することは、技能実習制度の趣旨にそぐわないと考えている。

二について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号。以下「技能実習

一般論として申し上げれば、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。)附則第十三条に基づき行われている技能実習制度において、実習実施機関が、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第六

条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の規定による申請の時に提出された技能実習計画の内容と異なる作業に外国人技能実習生に従事させていることが判明した場合、出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成二十九年法務省令第十九号)による改正前の出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項第十八号の表のに掲げる不正行為又は法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項第十六号の表のに掲げる不正行為を行ったものとして、当該不正行為が終了した日後三年間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられるま

での間、当該技能実習実施機関で技能実習を受けようとする外国人は、入管法第九条第七項の規定により上陸できないほか、入管法第二十条第三項の規定による在留資格変更許可又は入管法第二十一条第三項の規定による在留期間更新許可を受けることができず、当該実習実施機関においては、新たな外国人技能実習生の受入れができないこととなり得る。

四について

御指摘の実態把握については、今後、技能実習法を所管する法務省及び厚生労働省において、外国人技能実習機構や関係行政機関と連携しつつ、必要な取組を行ってまいりたい。

五及び六について

技能実習法においては、技能実習法第八条に規定する技能実習計画(以下「技能実習計画」という。)の認定基準として技能実習法施行規則第十條第二項第二号イにおいて、従事させる業務に關して、「当該業務の性質及び当該業務に従事させるに当たつての実習環境その他の環境に照らし、外国人に技能実習として行わせることが適当でないと認められるものでないこと」とされており、除染作業の性質上、一般的に海外で行われる業務ではなく、技能移転を通じた国際貢献にはなじまないこと、また、放射線被ばくへの対策が必要な環境は、技能修得のための実習に専念できる環境とは言えないことから、今後、仮に除染作業を行う旨の技能実習計画の認定の申請があつた場合には、当該認定基準に適合しないものと判断することとなる。また、

技能実習法の規定に基づく外国人技能実習機構による技能実習法第二条第六項に規定する実習実施者及び同条第十項に規定する監理団体(以下「監理団体」という。)に対する技能実習法第十四條第一項に規定する実地検査等において、技能実習法に違反する行為が行われていることを把握した場合に、必要な指導を行うほか、技能実習法第十六條第一項に規定する技能実習計画の認定の取消し又は技能実習法第三十七條第一項に規定する監理団体に対する許可の取消し等を行うことで、外国人技能実習生が除染作業に従事することのないように努めてまいりたい。

平成三十年三月八日提出
質問 第一三〇号

公文書の偽造に関する質問主意書

提出者 森山 浩行

公文書の偽造に関する質問主意書

一 公文書を作成する権限のある者が有印公文書を偽造(変造)した場合の罪名は、刑法第五百十五條有印公文書偽造(変造)罪か、第五百十六條虚偽公文書作成罪か、その他の罪か、何にあたりうるか。

二 現在までの間に、公文書を作成する権限のある者が公文書を偽造・変造・虚偽作成した事例(事件)はあるか。あるのであれば例をあげられたい。

右質問する。

平成三十年三月二十二日 衆議院會議録第十号 議長の報告

内閣衆質一九六第一三〇号

平成三十年三月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員森山浩行君提出公文書の偽造に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員森山浩行君提出公文書の偽造に関する質問に対する答弁書

一について

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であるため、一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「公文書を作成する権限のある者が公文書を偽造・変造・虚偽作成した事例（事件）」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

平成三十年三月八日提出
質問 第一三一号

神戸製鋼製品の検査データ改ざん問題に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

神戸製鋼製品の検査データ改ざん問題に関する質問主意書

神戸製鋼の相次ぐデータ改ざん問題は、わが国の産業界のみならず、日本の製造業への国際信用力を揺るがしかねない事態となっている。本年三月六日に同社が発表した「当社グループにおける

不適切行為に関する報告書」によると、不適合製品の納入先は国内外の六百八十八社に及んでいる。同報告書等で同社は「本件不適切行為は実に多くの拠点で行われてきたこと、また、極めて長期間にわたって継続してきたことが明らかにになりました」とし、「お客様、お取引先様、株主様そのほか多数の皆様にも多大なるご迷惑をお掛けしておりますこと、改めて深くお詫び申し上げます」としているが、国際社会におけるわが国の信用力にも多大なる損害を与えていることをどの程度認識しているかなどは判然としない。

そこで、以下質問する。

一 過去五年間に政府調達や公共事業等に該当する製品が納入された実績はあるのか。防衛、公共事業等、その有無、あるとした場合、分野別にこれまでの実績を具体的に示されたい。

二 神戸製鋼の子会社が原子力発電所から出る放射性廃棄物処分に関する研究開発事業でデータを改ざんしたと報じられている。事実関係を政府は掌握しているのか。

三 神戸製鋼の製品そのものが原子力発電所に使用されていないのか。また、新幹線等の公共交通に使用されていないのか。政府の承認するところを示されたい。

四 自動車や航空機などに問題の製品が使用された点について、米国防省が捜査を開始したとの報道があるが、事実関係如何。また、読売新聞（本年三月七日付け朝刊）は、米国防省が「自動車や航空機など高い安全性が求められる製品に、問題の製品が使われていることを重く見て」とみられる」としたうえで、「関係者は

「司法省がこれほど早く動き出したのは、極めて深刻な事態と受け止めるを得ない」と指摘し、巨額の制裁金を懸念する」と報じている。政府の見解と対応をお尋ねする。

五 東レや三菱マテリアルの製品データ改ざん、自動車の無資格完成検査など不正が相次いでいるが、政府が把握している企業によるデータ改ざんなどの不正は今年度、何件あるのか。

六 五について不正が発覚した製品について、原発や公共交通など国民生活の安全に係る分野で使用されているものはあるのか。その場合、速やかに当該製品を交換する必要があるのではないのか。政府として交換や賠償を求めることは考えないのか。

七 台車枠に亀裂が見つかった新幹線が重大インシデントとされた件もある。相次ぐ問題の発覚で日本のものづくりの信頼性が揺らいでいる。原因はどのように考えているのか。日本のものづくりへの信頼を取り戻すため、政府として何らかの対応をとる必要はないのか。

八 前述、同社の報告書について、政府はどのように評価しているのか。

九 裁量労働性についての厚生労働省のデータのミスについて、安倍総理は「重く受け止めている。事態を把握した上で、議論し直す」と発言している。また、財務省が作成した決裁文書が問題発覚後に改ざんされた疑いがあるとの報道もある。政府自身が襟を正すべきではないのか。右質問する。

内閣衆質一九六第一三一号

平成三十年三月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員奥野総一郎君提出神戸製鋼製品の検査データ改ざん問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員奥野総一郎君提出神戸製鋼製品の検査データ改ざん問題に関する質問に対する答弁書

一について

株式会社神戸製鋼所によれば、同社（子会社及び関連会社を含む）において検査結果の改ざん又は偽造等が行われた製品（以下「不適合製品」という。）のうち、平成二十五年三月から平成三十年二月までの間に政府に直接出荷したことが判明している製品は、防衛分野において計十六である。

二について

特定放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発において、株式会社神戸製鋼所の子会社である株式会社コベルコ科研が、データの改ざん等を行っていたことは承知している。

三について

お尋ねの「神戸製鋼の製品そのものの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、株式会社神戸製鋼所の製品が、我が国の発電用原子炉施設、航空運送事業の用に供する航空機（以下「航空機」という。）及び鉄道車両において使用されているという事実については承知している。

四について

政府としては、平成二十九年十月十六日(現地時間)に、株式会社神戸製鋼所の子会社であるKobe Steel USA Inc. が、米国司法当局から、株式会社神戸製鋼所(子会社及び関連会社を含む。)が米国顧客に対して販売した製品の仕様不適合に関する書類を提出することを求める書面を受領したと承知している。

五について

お尋ねの「企業によるデータ改ざんなどの不正」の意味するところが必ずしも明らかではなく、網羅的にお答えすることは困難ではあるが、政府として、平成三十年三月十二日時点で把握している限りにおいては、例えば、経済産業省及び国土交通省として製造業の事業者から情報を聴取して安全性の検証、再発防止の徹底等を指導したものと並びに一般社団法人日本経済団体連合会が平成三十年二月六日から同年三月五日までに「品質管理に係わる調査報告」として公表したものは、合わせて十四事案であると承知している。

六について

お尋ねの「政府として交換や賠償を求めること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、五についてでお答えした十四事案に関連する製品の中には、発電用原子炉施設又は航空機等で使用されているものがあるところ、事業者を中心として安全性に係る確認が行われているものと承知している。その上で、政府としては、引き続き、核原料物質、核燃料物質及び原

子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第二百六十六号)や航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)等の法令に基づく対応の必要を必要に応じて判断するとともに、各事業者の安全上の対応状況について、注視していくこととして

七について

政府としては、株式会社神戸製鋼所等の事案は、各事業者の品質保証体制に関わることであつて経営に関する事柄であると認識している。それぞれの事案の原因については、各事業者の状況に応じて異なるものであり、一概に回答することは困難である。しかしながら、経済産業省としては、サプライチェーンの存在を考慮すれば、我が国産業全体の競争力にも悪影響を及ぼしかねないと認識しているところ、飽くまで産業界が品質保証体制を具体的に強化していくことが基本ではあるが、同省が、平成二十九年十二月二十二日に公表した対応策に基づき、産業界の取組を多面的に後押ししていくこととして

八について

御指摘の「本年三月六日に同社が発表した」当社グループにおける不適切行為に関する報告書」は、不適合製品等の出荷又は提供について、株式会社神戸製鋼所が平成二十九年十月二十六日に設置した外部調査委員会の調査結果に基づき、事実関係、原因分析、再発防止策等を記載したものであると承知しており、政府としては、同社に対し、この報告書に基づいた再発防止策の徹底を求めている。

九について

お尋ねの「データ」の意味するところが「平成二十五年労働時間等総合実態調査結果(以下「平成二十五年労働調査結果」という。)ならば、安倍内閣総理大臣から、平成三十年一月二十九日の衆議院予算委員会における「厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方であれば一般労働者よりも短いというデータもある」ということは御紹介させていただきたい」という答弁について、精査が必要な平成二十五年労働調査結果を基に行つたものとして、撤回し、おわび申し上げたところである。

また、学校法人森友学園への国有地の売却等に関する決裁文書については、調査を実施した結果、財務省理財局において、複数の決裁文書の書換えが行われていたことが明らかになり、おわびを申し上げたところである。今後、引き続き更なる調査を進めてまいりたい。

平成三十年三月八日提出
質問 第一三二号

野村不動産株式会社に対する特別指導の端緒や経緯及びその目的等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

野村不動産株式会社に対する特別指導の端緒や経緯及びその目的等に関する質問主意書

厚生労働省資料によれば、東京労働局長は野村不動産株式会社に、平成二十九年十二月二十

五日に特別指導(以下、本件特別指導)を行つたとされています。

そこで、以下の通り質問します。

一 本件特別指導について、決裁書は存在しますか。なお、示すことができない場合は、その根拠となる法令を明示して下さい。

二 本件特別指導に際して、加藤厚生労働大臣の決裁は取りましたか。

三 本件特別指導について、実施に当たつての政府内の決裁書の日付、及び決裁書で野村不動産株式会社が企画業務型裁量労働制の対象となつていた男性社員が二〇一六年九月に過労自殺をされたことに言及しているかどうかを示して下さい。なお、示すことができない場合は、その根拠となる法令を明示して下さい。

四 本件特別指導について、加藤厚生労働大臣が報告を受けた日付を示して下さい。なお、示すことができない場合は、その根拠となる法令を明示して下さい。

五 本件特別指導について、野村不動産株式会社における違法な裁量労働制の適用が発覚する調査の端緒として、同社で企画業務型裁量労働制の対象となつていた男性社員が二〇一六年九月に過労自殺をしていた事案は含まれますか。それとも違法の疑いがあると調査を始めた後に、労働基準監督署は、過労自殺の事案を把握したのですか。

六 本件特別指導について、根拠となる法令を示すとともに、他の指導との相違点、すなわち「特別」である理由、実施する目的、根拠法令を

示して下さい。なお、示すことができない場合は、その根拠となる法令を明示して下さい。

七 本件特別指導に関連し、過去に「特別指導」という名称で実施した指導の件数を示すとともに、対象企業名、実施年月日、公表の方法をそれぞれ示して下さい。なお、示すことができない場合は、その根拠となる法令を明示して下さい。

八 本件特別指導について、平成二十九年十二月二十六日に公表された「東京労働局長による特別指導について」という資料（以下、公表資料）中の「3 指導の概要」に、「一定の役職者以上の労働者」とありますが、企画業務型裁量労働制の実態を把握するとともに、事業場での適正な運用を促すために極めて重要であるため、「一定の役職」の名称、当該役職に就くまでの平均的な経験年数を示して下さい。

九 本件特別指導について、公表資料中の「3 指導の概要」に、「一律に企画業務型裁量労働制の対象としていた」とありますが、現行の企画業務型裁量労働制では、対象となる労働者の個人の同意を得ることになっていきます。企画業務型裁量労働制の実態を把握するとともに、事業場での適正な運用を促すために極めて重要であるため、「一律に」と判断した根拠となる状況を示して下さい。

十 本件特別指導について、公表資料中の「3 指導の概要」に、「同制度の対象業務に該当しない、個別の営業活動等の業務に就かせていた」とありますが、企画業務型裁量労働制の実態を把握するとともに、事業場での適正な運用を促すために極めて重要であるため、

「個別の営業活動に就かせていたかを示して下さい。」

十一 現行の企画業務型裁量労働制の対象となる労働者が、業務の一部として、公表資料中にある「個別の営業活動」を恒常的に行っていた場合、違法となりますか。

十二 現行の企画業務型裁量労働制の対象となる労働者が、業務の一部として、「転勤者の留守宅を一定期間賃貸するリロケーションの業務」を恒常的に行っていた場合、違法となりますか。

十三 現行の企画業務型裁量労働制の対象となる労働者が、業務の一部として、「入居者の募集や契約・解約、個人客や仲介業者への対応業務」を恒常的に行っていた場合、違法となりますか。

十四 本件特別指導について、公表資料中の「3 指導の概要」に、「当該労働者の労働実態から、違法な時間外労働及び割増賃金の一部不払いが認められた」とありますが、企画業務型裁量労働制の実態を把握するとともに、事業場での適正な運用を促すために極めて重要であるため、月の時間外労働が二百時間、百六十時間、百時間、八十時間を超える労働者のそれぞれの人数を示すとともに、脳・心臓疾患に関する事案及び精神障害に関する事案の労災補償の申請件数をそれぞれ示して下さい。

十五 加藤厚生労働大臣は、平成三十年三月五日の参議院予算委員会、石橋委員の「野村不動産に対する特別指導の結果を公表した十二月二十六日に労災認定が出ていたことを知っていたか」という趣旨の質問に対し、「それぞれ労災で亡くなった方の状況について逐一私のところに報告が上がってくるわけではございませんので、一つ一つについてそのタイミングで知っていたのかと言われれば、承知をしております」と答弁しています。この点について、十二月二十六日の時点で、加藤厚生労働大臣は、野村不動産株式会社で企画業務型裁量労働制の対象となっていた男性社員が二〇一六年九月に過労自殺をされていた事案を知らなかったと答弁したと認識してよろしいですか。

十六 加藤厚生労働大臣は、本件特別指導を実施するに際して、野村不動産株式会社の男性社員が二〇一六年九月に過労自殺されていた事案を知らなかったのですか、それとも知っていましたか。もし加藤厚生労働大臣に、過労死事案を報告せずに特別指導をしていたら、問題があると考えますが、政府の見解を示して下さい。

十七 本件特別指導を行った理由の一つとして、二〇一六年九月に男性社員が過労自殺をされたことは含まれますか、それとも含まれませんか。もし含まれないなら、なぜ含まれないのですか。もし含まれるのなら、本件特別指導の前に、この過労自殺について、加藤厚生労働大臣に報告していましたか。

十八 一般論として、特別指導の際に、その端緒や背景に、過労死の発生が含まれる場合、その事実を厚生労働大臣に事前に報告しないことはあり得ますか。

十九 野村不動産における違法な裁量労働制の適用が発覚する調査の契機、端緒は何だったのですか。過労死に関する相談が来たことが、野村不動産における違法な裁量労働制の適用の発覚のきっかけになったのですか、それとも違法の疑いがあると調査を始めた後に、労働基準監督署は過労死の事案を把握したのですか。

二十 本件特別指導の実施について、加藤厚生労働大臣はいつ報告を受けましたか。また、安倍総理は、平成三十年三月五日の参議院予算委員会で、「特別指導について報告を受けておりました」と答弁しましたが、その報告を受けた日は何月何日ですか。

右質問する。

内閣衆質一九六第一三二号
平成三十年三月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出野村不動産株式会社に対する特別指導の端緒や経緯及びその目的等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出野村不動産株式会社に対する特別指導の端緒や経緯及びその目的等に関する質問に対する答弁書

一及び三について
平成二十九年十二月二十五日に東京労働局長が野村不動産株式会社に対し行った指導（以下「本件特別指導」という。）については、同局長が同社社長に対し直接行ったものであり、決裁書は作成されていない。

二について

お尋ねの「加藤厚生労働大臣の決裁」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件特別指導は、東京労働局長がその実施を決定したものである。

四について

平成二十九年十一月十七日、同月二十二日及び同年十二月二十二日である。

五及び十五から十七までについて

厚生労働省として、個別の過労死等事案における労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく補償に関する情報については個人情報保護の観点から公表しないこととしており、また、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。なお、御指摘の加藤厚生労働大臣の答弁は、同大臣が、一般論として、過労死等事案に関する同法に基づく保険給付の支給の決定又は不支給の決定について、「それぞれ労災で亡くなった方の状況について逐一私のところに報告が上がってくるわけではございませんので、一つ一つについてそのタイミングで知っていたのかと言われれば、承知をしております」とお答えしたものである。

六について

本件特別指導は、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第一項第四十一号に掲げる厚生労働省の所掌事務に関する行政指導として行われるものである。

なお、「他の指導との相違点、すなわち「特

平成三十年三月二十二日 衆議院会議録第十号

議長報告

別」である理由、実施する目的、根拠法令の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件特別指導は、都道府県労働局長により行われるという点で、労働基準監督署の労働基準監督官により行われる一般的な行政指導とは異なるものである。

七について

本件特別指導を除き、お尋ねの「特別指導」という名称で実施した指導はない。

八から十まで、十四及び十九については、お尋ねについては、個別の事案に関することであり、また、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

十一から十三までについて

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十八條の四の規定によるみなし労働時間制(以下「企画業務型裁量労働制」という。)における同条第一項第一号に規定する対象業務(以下「対象業務」という。)とは、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」とされており、労働者の従事する業務が対象業務に該当するかどうかについては具体的な事案に基づき個別に判断する必要があるが、対象業務に該当しない業務に労働者を就かせている場合には、当該業務については、企画業務型裁量労働

制の要件を満たさず、同法第四章の労働時間に關する規定の適用に当たつての労働時間のみなしの効果が生じないことにより、同法第三十二条又は第三十七条第一項の違反となる場合がある。

十八について

お尋ねについては、仮定の質問であり、また、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二十について

前段のお尋ねについては、四についてで述べたとおりである。

後段のお尋ねについては、平成二十九年十二月二十六日である。

平成三十年三月八日提出
質問 第一二三号

高度プロフェッショナル制度の対象業務をめぐる労働政策審議会での議論に関する質問主意書

提出者 山井 和則

高度プロフェッショナル制度の対象業務をめぐる労働政策審議会での議論に関する質問主意書

第百四十一回労働政策審議会労働条件分科会で示された、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱(諮問時からの変更点を反映させたもの)」において、「特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制

度)が規定されています。

そこで、以下の通り質問します。

一 高度プロフェッショナル制度について、安倍総理は平成三十年三月一日の参議院予算委員会で「千七十五万円以上の方ということで限定させていただいているわけでありまして、交渉力の高い方々であり、そういう方々でありますから基本的には交渉能力の高い方であります」と答弁していますが、年収が千七十五万円以上の方が、なぜ交渉能力が高いと断定できるのか、その理由について、客観的なデータを提示した上で、労働政策審議会労働条件分科会における議論の状況とともに示して下さい。

二 平成二十七年二月十三日付の「今後の労働時間法制等の在り方について」の中で、高度プロフェッショナル制度の対象業務について、具体的なイメージとして、金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務(企業・市場等の高度な分析業務)、コンサルタントの業務(事業・業務の企画運営に関する高度な考案又は助言の業務)、研究開発業務が挙げられたが、これらの業務の実際の労働時間、年収、役職、現在の労働時間管理の状況、使用者との労働条件に関する交渉力の状況などについて、当然、労働政策審議会労働条件分科会において、詳細かつ客観的な調査及び検討、議論が行われたと考えますが、議論等どのような資料を用いたかについて示して下さい。

平成三十年三月二十二日 衆議院會議録第十号

議長の報告

一八

内閣衆質一九六第一三三三号

平成三十年三月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度の対象業務をめぐる労働政策審議会での議論に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度の対象業務をめぐる労働政策審議会での議論に関する質問に対する答弁書

書
御指摘の平成三十年三月一日の参議院予算委員会における安倍内閣総理大臣の「基本的には交渉能力も高い方であります」という答弁については、第二百二十二回の労働政策審議会労働条件分科会（以下「分科会」という。）において、厚生労働省より、「労働基準法第十四条・・・の高度専門知識等を有する方について、平成十五年（中略）当時の技術系の一定の管理職層の方々、具体的には課長級の方々の確実に支払われる給与の額で見た年収として、上から四分の一をとって千七十五万円ということであれば相当程度の交渉力が認められるのではないかと」という意見で審議会がまとまり、このような数字が審議会への諮問を経て大臣告示に定まった経緯がございいます。同時に、その後、かなり年数も経つ中で、制度の成熟を見て、こうした数字が労働基準法の体系の中で、交渉力のある方々に

とつての年収要件ということで定着してきている」と説明し、これに対して、委員からは、「骨子案では、千七十五万円が唯一の参考指標のように見えるところでございしますけれども、参考指標の一つとして位置づけ・・・法案成立後、改めて本審議会で総合的に検討させていただければと思っております」という発言があったところである。

二について

いわゆる高度プロフェッショナル制度について議論された第二百二十回等の分科会においては、「新たな労働時間制度、裁量労働制の新たな枠組み、フレックスタイム制の見直しについて」等の資料を提出したところである。

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大西健介君提出喫煙時の室内におけるニコチン濃度に関する質問に対する答弁書
衆議院議員青山雅幸君提出国連人権理事会におけるUPR第三回審査・勧告に対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博君提出元近畿財務局管財部長の天下り先に関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博君提出普天間第二小学校以外の学校等にも屋上に監視カメラを設置することに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出政府系金融機関の融資の要件に社会保険適用を加えることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出ギャンブル依存症者の入場制限と個人情報保護の関係に関する質問に対する答弁書

平成三十年三月九日提出
質問 第一三四号

喫煙時の室内におけるニコチン濃度に関する質問主意書

提出者 大西 健介

喫煙時の室内におけるニコチン濃度に関する質問主意書

厚生労働省が作成した資料によれば、喫煙時の室内におけるニコチン濃度について「同一条件下（換気のない狭い室内で喫煙した場合）で室内のニコチン濃度を測定したところ、紙巻きたばこ（二千二百四十μg/m³）に比べ、加熱式たばこ（二百六十μg/m³）では低かった」との記述がある。

他方、国際がん研究機構（IARC）がまとめた研究論文の中の調査では、さまざまな室内環境での空気中のニコチン濃度は「〇・三〜三十μg/m³」となっている。

また、たばこ製造工場で急性ニコチン中毒になった作業員が労災認定された事例におけるニコチン濃度は三百〜一千七百μg/m³だった。

専門家からは、これらと比べて厚生労働省の示している「紙巻きたばこ（二千二百四十μg/m³）」という数値は現実離れしているとの指摘があるが、

一 厚生労働省は、本調査が行われた条件について「換気のない狭い室内で喫煙した場合」としているが、「狭い室内」とは具体的には何平方メートルだったのか明らかにされたい。

二 本調査は完全に閉め切られた空間で行われたのか。また、「喫煙した」とはどれくらいの時間に、何本吸ったのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第一三四号

平成三十年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出喫煙時の室内におけるニコチン濃度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出喫煙時の室内におけるニコチン濃度に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「本調査」は、平成二十九年国立がん研究センター委託事業において国立研究開発法人国立がん研究センターが実施した調査（以下「本件調査」という。）を指すものと考えて、本件調査においては、縦及び横の辺の長さが〇・八メートルで面積が〇・六四平方メートル、高さが二・二メートルの部屋（以下「実験室」という。）でニコチン濃度の測定等が行われたと承知している。

二について

お尋ねの「何本」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件調査においては、紙巻たばこ及び加熱式たばこについて、同一本数の喫煙の下ではなく、同一回数喫煙の吸入の下での実験室内のニコチン濃度が比較されており、具体的には、一種類の紙巻たばこ及び三種類の加熱式たばこのそれぞれについて、一人の実験者が、実験室内において約三十分の間に五十回の煙の吸入を行ったと承知している。また、本件調査においては、扉が閉められ、換気口及び排水口が目張りされた実験室内でニコチン濃度の測定等が行われたと承知している。

平成三十年三月九日提出
質問 第一三三・三五号

国連人権理事会におけるUPR第三回審査・勧告に対する我が国の対応に関する質問文書

提出者 青山 雅幸

国連人権理事会におけるUPR第三回審査・勧告に対する我が国の対応に関する質問文書

平成二十九年十一月十四日、国連人権理事会における、第二十八回普遍的・定期的レビュー（UPR）作業部会において、対日本審査が行われ、その結果、各国から我が国に対して二百十七の勧告が出されたと承知している。この勧告に対する対応に関して、以下、質問する。

平成三十年三月二十二日 衆議院会議録第十号

議長報告

一 オーストリア共和国から、福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助や被災者、特に事故当時子供だった人への定期的な健康モニタリングなどの支援提供を継続することと勧告されているが、この勧告に対する政府の対応について明らかにされたい。

二 ポルトガル共和国から、男性及び女性の両方に対して再定住に関する意思決定プロセスへの完全かつ平等な参加を確保するために、福島第一原発事故の全ての被災者に国内避難民に関する指導原則を適用することと勧告されているが、この勧告に対する政府の対応について明らかにされたい。

三 ドイツ連邦共和国から、特に許容放射線量を年間一ミリシーベルト以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重することと勧告されているが、この勧告に対する政府の対応について明らかにされたい。

四 メキシコ合衆国から、福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証することと勧告されているが、この勧告に対する政府の対応について明らかにされたい。

内閣衆質一九六第一三五号

平成三十年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員青山雅幸君提出国連人権理事会におけるUPR第三回審査・勧告に対する我が国の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青山雅幸君提出国連人権理事会におけるUPR第三回審査・勧告に対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書
一から四までについて

お尋ねの「政府の対応」については、外務省のホームページにおいて掲載している「UPR第三回日本政府審査・勧告に対する我が国対応（英文）（PDF）」中のパラグラフ百六十一・二百十四からパラグラフ百六十一・二百十七までに記載しているとおりである。

平成三十年三月九日提出
質問 第一三三・三六号

元近畿財務局管財部長の天下り先に関する質問文書

提出者 初鹿 明博

元近畿財務局管財部長の天下り先に関する質問文書

森友学園を巡る決裁文書の書き換えが問題となっていますが、その文書の決裁が行われた当時

の近畿財務局管財部長、小堀敏久氏は現在、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省の四省庁が所管する独立行政法人水資源機構の常務参与に就いています。

現在、国家公務員OBで水資源機構の理事に就いているのは国土交通省と農林水産省のOBのみで、所管外の財務省出身者が入ることは異例だと考えます。

以下質問します。

一 独立行政法人水資源機構に、これまで財務省出身者が採用されたことはありませんか。
二 あるとしたら、その役職を明らかにされたい。

三 常務参与という職は過去五年間、空席だったと聞きますが、今回、常務参与を再び置くことになった理由は何ですか。政府の承知するところをお答えください。

四 水資源機構が小堀氏を常務参与として迎え入れる判断をした理由は何ですか。政府の承知するところをお答えください。

内閣衆質一九六第一三六号

平成三十年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出元近畿財務局管財部長の天下り先に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出元近畿財務局管
財部長の天下り先に関する質問に対する答
弁書

一及び二について

独立行政法人水資源機構について、平成十五
年十月一日の設立以降採用された財務省出身者
として承知しているものの同機構在職時の役職
は、理事、常務参与、首席審議役、財務部長、
同部次長、同部財務課長、同部資金課長、同部
資金財務課長、経営企画部予算課長及び財務部
資金課課長補佐である。

三及び四について

独立行政法人水資源機構から、常務参与を再
び置き、資産の処分及び管理業務について強化
を図りたいとして人材の派遣を求められたた
め、こうした業務に精通する人材を出自させた
ものである。

平成三十年三月九日提出
質問 第一二七号

普天間第二小学校以外の学校等にも屋上に監
視カメラを設置することに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

普天間第二小学校以外の学校等にも屋上に
監視カメラを設置することに関する質問主
意書

昨年十二月、普天間第二小学校の校庭に米海兵
隊の大型ヘリの窓が落下した事故を受けて、同小
学校の屋上に監視カメラが設置され、米軍機が学

校上空を飛行していないか監視するようになりま
した。

米海兵隊はこの事故を受けて「全ての学校の上空の飛行を最大限可能な限り避ける」と今後の対応について説明しましたが、本年一月十八日には同学校の上空を飛行していることが確認されました。この件について米側は飛行を否定しましたが、二月二十三日に再び同学校の上空を飛行したことが確認されました。この二月の件については、屋上に設置されたカメラに映像も残っていたために、米側も飛行を認め、日本側に謝罪することになりました。

普天間飛行場の場周経路については、一九九六年三月の「普天間飛行場における航空機騒音規制措置」において「できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避ける」ことで日米両政府が合意していました。この合意は守られることなく、二〇〇四年には沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落する事故が発生してしまいました。

この事故を受けて、二〇〇七年八月十日、「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」が日米合同委員会に合意され、明確な飛行ルートが設定されることになりました。

しかしながら、沖縄防衛局が行っている航跡調査によって、設定されている場周経路を外れて飛行していることが明らかになっています。

普天間飛行場周辺には普天間第二小学校以外にも多くの学校や医療機関が点在しています。

つまりは、普天間第二小学校の上空のみを飛行

しなければ良いというものではありません。

他の学校や医療機関の上空を飛行することがないように政府は監視し、上空の飛行が確認できた場合は速やかに米側に抗議し、改善を求める必要があると考えます。

そのためには、普天間第二小学校以外の普天間飛行場の運用に当たって設定されている場周経路の周辺にある学校及び医療機関の屋上に普天間第二小学校と同様に監視カメラを設置するべきです。

空から再び部品等が落下するのではないかと、いう沖縄県民の不安、不信感を払しょくするためにも、政府が責任をもつて米軍機の飛行ルートの監視を行い、本来飛んではならない学校や医療機関の上空を飛行した場合には、直ちに米側に抗議し、改善を求める体制を整えることが政府の責任ある態度だと思います。

以上を踏まえて、以下質問します。

一 昨年十二月に普天間第二小学校の校庭に米海兵隊のヘリから窓が落下して以降、度重なる米軍機の不時着、青森県小川原湖への燃料タンクの投棄、米軍嘉手納基地所属のF十五戦闘機の部品落下と米軍機のトラブルや事故が多発している現状に鑑み、国民の不安や不信感を払しょくし、二〇〇七年に日米両国間で合意した普天間飛行場の場周経路の遵守を徹底するために、場周経路周辺の学校及び医療機関すべての屋上に上空を監視するカメラを設置するべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

二 また、落下物や事故が発生した際、事故原因

の解明や改善策等について、米側の調査報告に基づいて文書で報告を求めるべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

三 日米合同委員会の合意事項にないというのであれば、日米間で協議し、事故や重大インシデントについての報告方法について明確なルールを設けるべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第一二七号

平成三十年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出普天間第二小学校以外の学校等にも屋上に監視カメラを設置することに関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出普天間第二小学校以外の学校等にも屋上に監視カメラを設置することに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、今後、設置の必要性や関係自治体等の意向等を踏まえ、対応していく考えである。

二について

政府としては、米軍機による事故が発生した場合、その重大性等に応じ、米側にに対し、米軍機の事故調査報告書の公表可能な写しの提

供を始め、十分な情報提供、徹底した原因究明、再発防止のための実効的な措置をとること等を求めているところである。

三について

お尋ねの「日米合同委員会の合意事項にない」が具体的に何を指すのか明らかではないが、日本国内において発生した米軍機による事故については、日本国内における米軍の安全な運用に関する日本国民による理解を促進することを目的として、日本国政府が日米合同委員会を通じて要請を行うときは、米国政府は日本国政府に対して、米軍機の事故調査報告書の公表可能な写しを提供することが平成八年十二月二日の同委員会合意されているところである。

平成三十年三月九日提出
質問 第一三二八号

政府系金融機関の融資の要件に社会保険適用を加えることに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

政府系金融機関の融資の要件に社会保険適用を加えることに関する質問主意書

厚生労働省は従前から社会保険の適用促進対策を強化しており、適用要件を満たしていながら未適用の事業所に対して、社会保険に加入するよう指導をしています。

特に建設業や運送業について許可行政庁である国土交通省が許可の際に加入状況について確認し、確認が取れない場合は日本年金機構に情報提

供を行うというように、他省庁との連携を深めています。

社会保険の適用促進は政府をあげて取り組むべき課題であります。現在、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫などの政府系金融機関が事業者に融資する際、その事業者が社会保険を適用しているかどうかは要件となっておりません。

社会保険適用を促進するためにも、政府系金融機関が融資をする要件に社会保険の適用を加えるべきだと考えますが、政府の見解を伺います。
右質問する。

内閣衆質一九六第一三八号

平成三十年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出政府系金融機関の融資の要件に社会保険適用を加えることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出政府系金融機関の融資の要件に社会保険適用を加えることに関する質問に対する答弁書

政府系金融機関は、民間金融機関のみでは適切な対応が困難な分野において、金融的手法により政策目的の達成を目指しており、政府系金融機関が行う融資の要件に「社会保険の適用」を一律に加えることについては、慎重な対応が必要と考えている。

平成三十年三月九日提出
質問 第一三二九号

ギャンブル依存症者の入場制限と個人情報保護の関係に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

ギャンブル依存症者の入場制限と個人情報保護の関係に関する質問主意書

政府はカジノ解禁に向けて、ギャンブル等依存症対策として家族の申告により申告対象者のカジノ入場を制限することを検討しています。

また、日本中央競馬会でも同様の入場制限が検討されています。

一日に何千人、何万人と来場する中で、提供された顔写真のみで面識のない相手を警備員等が目視で識別していくことは相当困難であり、髪型や服装がその都度変わることを考えても非現実的でとても実効性のある対策とは思えません。

顔認証の機器等を用いるとしたら相当の費用を要することに加え、依存症でない一般の来場者のプライバシーを侵害することになりかねません。

また、ギャンブル依存症という疾病に罹患しているという情報は究極の個人情報であります。

ギャンブル依存症であることを本人の同意もなく、他者に顔写真や名前と共に提供することは、個人情報保護の観点からしても疑問を持たざるを得ません。

特に、競馬場の入り口などで警備に当たっているのは、委託を受けた民間の警備会社の社員であることが大半です。

このような一民間人に個人情報を提供することになってしまふ問題点がある上に、入場規制の実効性を高めるためにはより多くの関係者に周知されることが必要であり、個人情報が広く流布されることになりかねません。

以上を踏まえて、以下政府の見解を伺います。
一 家族の申告により申告対象者のカジノ施設又は公営競技場若しくは場外券売場への入場制限を行う場合、目視で識別することは困難だと考えますが、政府の見解を伺います。

二 顔認証の機器を導入する場合、依存症者以外の一般の来場者のプライバシーを侵害することにつながりかねませんが、政府の見解を伺います。

三 ギャンブル依存症という疾病に罹患しているという情報を本人の同意なく知らせることは、個人情報保護の観点から非常に問題であると考えますが、現行の個人情報保護法制との関係も含めて、政府の見解を伺います。
右質問する。

内閣衆質一九六第一三九号

平成三十年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出ギャンブル依存症者の入場制限と個人情報保護の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出ギャンブル依存症者の入場制限と個人情報保護の關係に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府は、ギャンブル等依存症対策として、「ギャンブル等依存症対策の強化について」(平成二十九年八月二十九日ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚會議決定)において取りまとめた取組を、実施可能なものから順次実行に移してきたところであり、御指摘の家族の申告による入場制限については、その仕組みを今後構築することとしているが、その具体的な実施方法については現在検討中である。このため、現時点で、御指摘のような個別の方法の適否についてお答えすることは困難である。

三について

御指摘のような病歴を含む個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第三項、行政機關の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第四項及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第四項に規定する要配慮個人情報に該当し、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものである。一方、ギャンブル等へののめり込みによる被害から利用者本人及びその家族を守るためには、ギャンブル等依存症の診断を受けているような

利用者に対してサービスの提供を拒否する仕組みを構築していくことが適切であると考えており、御指摘の家族の申告による入場制限の具体的な実施方法については、個人情報保護の観点にも配慮しつつ、検討してまいりたい。

道路法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成三十年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路法等の一部を改正する法律

(道路法の一部改正)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 自転車専用道路等(第四十八条の十三―第四十八条の十六)」を「第六節の二 重要物流道路(第四十八条の十七―第四十八条の十九)」に、「第四十八条の十七―第四十八条の十九」を「第四十八条の二十―第四十八条の二十二」に、「第四十八条の二十―第四十八条の二十五」を「第四十八条の二十三―第四十八条の二十八」に改める。

第二十四条中「又は第十九条」を「第十九条」に改め、「まで」の下に「又は第四十八条の十九第一項」を加える。

第二十四条の二第二項中「第三十九条第一項」の下に「第四十四条第五項及び第七項」を、「第四十四条の二第八項」の下に「第四十八条の七第一項」を加え、「第六十九条第一項及び第三項」を「第六十九条第一項」に改める。

第三十七条第一項中「交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める」を「次に掲げる」に改め、「指定して道路」の下に「第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。」を加え、同項に次の各号を加える。

一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合

二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合

三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

第三十九条の七の次に次の二条を加える。

(占用物件の管理)

第三十九条の八 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占用をしている工作物、物件又は施設(以下これを「占用物件」という。)の維持管理をしなければならぬ。

(占用物件の維持管理に関する措置)

第三十九条の九 道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従つて占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十条第一項中「道路の占用をしている工作物、物件又は施設(以下これを「占用物件」という。)」を「占用物件」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第四十四条第三項中「虞」を「おそれ」に改め、同条に次の三項を加える。

5 道路管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならぬ。

7 前項の規定による協議が成立しない場合において、道路管理者は、自己の見積もつた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

第四十七条の二第二項中「第七十二条の二第二項」を「第七十二条の二第二項」に改める。

第三章第八節中第四十八條の二十五を第四十八條の二十八とする。

第四十八條の二十四中「第四十八條の二十一各号」を「第四十八條の二十四各号」に改め、同條を第四十八條の二十七とする。

第四十八條の二十三を第四十八條の二十六とし、第四十八條の二十から第四十八條の二十二までを三條ずつ繰り下げる。

第三章第七節中第四十八條の十九を第四十八條の二十二とし、第四十八條の十八を第四十八條の二十一とする。

第四十八條の十七第一項中「又は施設(以下)の下に」この項においてを加え、「第四十八條の十九」を「第四十八條の二十二」に改め、同條を第四十八條の二十とする。

第三章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 重要物流道路

(重要物流道路の指定)

第四十八條の十七 国土交通大臣は、道路の構造、貨物を積載する車両(以下「貨物積載車両」という。)の運行及び沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、全国的な貨物輸送網の形成を図るため、貨物積載車両の能率的な運行の確保を図ることが特に重要と認められる道路について、区間を定めて、重要物流道路として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)に協議し、その同意を得なければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。

(重要物流道路の構造の基準)
第四十八條の十八 重要物流道路に係る第三十條第一項及び第二項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより重要物流道路における貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定めなければならない。

(災害が発生した場合における重要物流道路等の管理の特例)
第四十八條の十九 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三條第一項、第十五條、第十六條及び第十七條第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道で、次のイ又はロのいずれかに該当するものの維持(道路の啓開のために行うものに限る。)

イ 重要物流道路

口 重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの

二 都道府県道又は市町村道で、前号イ又はロのいずれかに該当するもの 災害復旧に関する工事(高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。)

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十條第五項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「因つて」を「よつて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第十三條第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

5 第四十八條の十九第一項の規定による指定区間外の国道の維持に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府県の負担とする。

第五十一條の見出し中「工事」を「工事等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第四十八條の十九第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

第五十三條第一項中「災害復旧を行う場合」の下に「指定区間外の国道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合、都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合を加え、「第四項」を「第四項から第六項まで」に改め、同条第二項中「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第六十九條第二項を次のように改める。
2 第四十四條第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第六十九條第三項を削る。
第七十一條第一項中「若しくは認定」の下に「(以下この条及び第七十二條の二第一項において「許可等」という。)を加え、同項第三号中「詐偽を「偽り」に、「許可、承認又は認定」を「許可等」に改め、同条第二項中「許可、承認又は認定」を「許可等」に改め、同条第三項中「前二項」を第四十四條第四項又は前二項に改める。

第七十二條第二項中「第六十九條第二項及び第三項」を「第四十四條第六項及び第七項」に、

「場合」を規定による損失の補償に改める。
第七十二条の二第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第七十五条第六項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「場合」を「規定による損失の補償」に改める。
第九十一条第二項中「第七十二条」の下に「第七十二条の二（第二項を除く。）」を加え、同条第四項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に改める。
第九十七条第一項第一号中「第四十七条の二第三項」を「第四十四条第五項から第七項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、第四十七条の二第三項に、「第六十九条」を「第六十九条第一項並びに同条第二項において準用する第四十四条第

六項及び第七項」に、「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に改める。

第一百三十三条第一号中「又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第三項」を「（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十九条の九（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者
第六十六条第二号中「第七十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第九十九条中「又は第二十七条」を「第二十七条又は第四十八条の十九第二項」に改める。
（道路整備特別措置法の一部改正）
第二条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「若しくは第六項」の下に「第四十八条の十九第一項」を加える。

第五条第一項第一号及び第三号中「第八条第一項第二十五号」を「第八条第一項第二十六号」に改める。

第八条第一項中第三十八号を第三十九号とし、第三十七号を第三十八号とし、同項第三十六号中「第七十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同項第三十七号とし、同項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号

を第三十五号とし、同項第三十三号中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、同項を同項第三十四号とし、同項第三十二号を第三十三号とし、第二十号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 道路法第三十九条の九（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第八条第二項中「第二十七号、第三十三号又は第三十六号」を「第二十八号、第三十四号又は第三十七号」に、「又は第三十三号」を「又は第三十四号」に、「前項第二十七号」を「前項第二十八号」に改め、同条第三項中「第二十七号、第三十一号若しくは第三十三号」を「第二十八号、第三十二号若しくは第三十四号」に、「第一項第二十七号」を「第一項第二十八号」に、「第一項第三十六号」を「第一項第三十七号」に改め、同項ただし書中「第三十三号」を「第三十四号」に改め、同条第四項中「第二十号まで、第二十二号から第二十七号まで、第二十九号から第三十一号まで又は第三十三号から第三十七号まで」を「第二十一号まで、第二十三号から第二十八号まで、第三十号から第三十二号まで又は第三十四号から第三十七号まで」に、「第九号から第三十七号まで」を「第九号から第三十八号まで」に改め、同条第五項中「第二十六号、第三十一号、第三十二号及び第三十七号」を「第二十七号、第三十二号、第三十三号及び第三十八号」に改め、同条

第六項中「第三十一号又は第三十二号」を「第三十二号又は第三十三号」に改め、同条第九項中「第一項第二十三号又は第三十四号」を「第一項第二十四号又は第三十五号」に改める。

第九条第一項第十一号中「前条第一項第二十四号」を「前条第一項第二十五号」に改める。

第十四条中「第六項」の下に「第四十八条の十九第一項」を加える。

第十七条第一項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号を第三十五号とし、第三十三号を第三十四号とし、同項第三十二号中「第七十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同項第三十三号とし、同項第三十一号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、同項第二十九号中「第四十八条の二十四」を「第四十八条の二十七」に改め、同項を同項第三十号とし、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十六号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 道路法第三十九条の九（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第十七条第二項中「第二十三号、第二十七号、第二十九号又は第三十二号」を「第二十四号、第二十八号、第三十号又は第三十三号」に、「前項第二十三号」を「前項第二十四号」に改め、同項ただし書中「第二十九号」を「第三十号」に改める。

第三十条第一項第十二号を同項第十三号と

し、同項第十一号中「第四十八条の二十三」を「第四十八条の二十六」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第四十八条の二十二」を「第四十八条の二十五」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第四十八条の二十」を「第四十八条の二十三」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 道路法第四十八条の十七第二項の規定により協議すること。

第三十一条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第四十八条の二十三」を「第四十八条の二十六」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第四十八条の二十二」を「第四十八条の二十五」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第四十八条の二十」を「第四十八条の二十三」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 道路法第四十八条の十七第二項の規定により協議すること。

第三十五条中「第八条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十四号」に、「第十七条第一項第十九号」を「第十七条第一項第二十号」に改める。

第三十六条中「第八条第一項第二十六号又は第十七条第一項第二十二号」を「第八条第一項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号」に改める。

第四十二条第三項中「第八条第一項第二十三号若しくは第十七条第一項第十九号」を「第八条

第一項第二十四号若しくは第十七条第一項第二十号」に改める。

第四十四条第三項中「道路法」の下に「第四十四条第五項から第七項まで」を加え、「第六十七号及び第六十九号」を「第六十七号及び第六十九号」の下に「同法第四十四条第五項から第七項までの規定中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第五項中「前項の規定による命令」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用」とを加え、「同法第六十九条中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第一項中「第六十六条又は前条の規定による処分に因り」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用により」とを削る。

第四十六条第三項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に、「前項の場合に」を「前項の規定による損失の補償について」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第五十四条第一項中「第八条第一項第三十五号又は第十七条第一項第三十一号」を「第八条第一項第三十六号又は第十七条第一項第三十二号」に改める。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十年度」を「平成三十年度」に

改め、「改築」の下に「又は修繕」を加える。

第三条中「第五十一条」を「第五十一条第一項及び第二項」に改める。

第六条を第七号とし、第五条を第六号とし、第四条の次に次の一号を加える。

(特定連絡道路に関する工事に係る資金の貸付け)

第五条 国は、都道府県又は市町村が特定連絡道路工事施行者(道路法第二十四条の規定により特定連絡道路の道路管理者の承認を受けて当該特定連絡道路に関する工事を行おうとする者であつて国土交通大臣が政令で定める要件に適合すると認めるものをいう。)に対し当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項の「特定連絡道路」とは、道路法第四十八条の十七第一項の規定により指定された重要物流道路(高速自動車国道又は自動車専用道路であるものに限る。)と商業施設、レクリエーション施設その他の施設でその利用者のうち相当数の者が当該重要物流道路を通行するものとを連絡する道路(他の道路と平面で交差するものを除く。)であつて、当該重要物流道路と他の連絡道路(当該重要物流道路と当該施設とを連絡する道路をいう。)が連結する部分における交通の混雑を緩和するために整備されるものをいう。

3 第一項の規定による国の貸付金及び当該貸付金に係る同項の規定による都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条中道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の道路法及び第二条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項第一号イ中「第四十七条の第二項」を「第四十四条第五項から第七項まで(これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を

含む。)、第四十七条の二第三項に、「第六十九

九条」を、「第六十九条第一項並びに同条第二項

において準用する第四十四条第六項及び第七

項に、「第六十九条第二項及び第三項を」第四

十四条第六項及び第七項に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第五条 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第

七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は第二十七条」を

「、第二十七条又は第四十八条の十九第二項」に

改める。

(踏切道改良促進法の一部改正)

第六条 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第

百九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四十八条の二十第一項」を

「第四十八条の二十三第一項」に改める。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一

部改正)

第七条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法

(平成七年法律第三十九号)の一部を次のように

改正する。

第十七条第三項中「第六十九条第二項及び第

三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に改め

る。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第八条 特別会計に関する法律(平成十九年法律

第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一号ホ中「若しくは第四項」

を「若しくは第六項」に改める。

理 由

全国的な貨物輸送網の形成及び道路交通の安全の確保とその円滑化を図るため、国土交通大臣による重要物流道路の指定に関する制度を創設するとともに、占用物件の適切な維持管理の推進、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期間の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出に関する報告書)

一 議案の目的及び要旨

本案は、全国的な貨物輸送網の形成及び道路交通の安全の確保とその円滑化を図るため、国土交通大臣による重要物流道路の指定に関する制度を創設するとともに、占用物件の適切な維持管理の推進、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期間の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 道路法の一部改正

- (一) 道路管理者は、幅員が著しく狭い歩道について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合には、区域を指定して歩道の占用を禁止し、又は制限することができること。
- (二) 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、占用物件の維持管理をしなければならないこと。
- (三) 道路管理者は、占用物件の維持管理義務

違反者に対し、是正措置を命ずることができること。

(四) 道路管理者は、道路管理者による措置命令により損失を受けた沿道区域内の土地等の管理者に対し、損失を補償しなければならないこと。

(五) 国土交通大臣は、全国的な貨物輸送網の形成を図るため、貨物積載車両の能率的な運行の確保を図ることが特に重要と認められる道路について、区間を定めて、重要物流道路として指定することができること。

(六) 国土交通大臣は、災害が発生した場合、地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情等を勘案して、重要物流道路及びその代替・補完路の維持(道路啓閉に限る。)又は災害復旧に関する工事を自ら行うことが適当であると認められる場合には、これを行うことができること。

2 道路整備特別措置法の一部改正

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は地方道路公社は、高速道路等の管理者に代わって、1の(三)の規定による命令を行うものとする。

3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

(一) 平成三十年度以降十箇年間に於ける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築又は修繕に関する国の負担又は補助の割合について、道路法及び土地区画整理法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをする

ことができること。

(二) 国は、地方公共団体が特定連絡道路工事施行者に対し、当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合、その資金の一部を無利子で地方公共団体に貸し付けることができること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、3の(一)の規定は、平成三十年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

全国的な貨物輸送網の形成及び道路交通の安全の確保とその円滑化を図るため、国土交通大臣による重要物流道路の指定に関する制度を創設するとともに、占用物件の適切な維持管理の推進、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期間の延長等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成三十年度一般会計予算において、道路整備に係る経費一兆六千六百七十七億円の中に所要の経費が、また、社会資本整備総合交付金八千八百八十六億円の中に所要の経費が計上されている。

右報告する。

平成三十年三月十六日

国土交通委員長 西村 明宏
衆議院議長 大島 理森殿

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案

右

平成三十年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針(第三条)

第三章 外国人観光旅客の来訪を促進するための措置

第一節 協議会(第四条)

第二節 外客来訪促進計画等(第五条・第六條)

第三節 公共交通事業者等が講ずべき措置等(第七条―第十一条)

第四章 国際観光振興施策に必要な経費の財源(第十二条)

第五章 雑則(第十三条―第十八条)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、外国人観光旅客の来訪を促進することが我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であるとともに我が国に対する理解の増進に資するものであること並びに国際観光旅客の往来を促進することが国際交流の拡大に資するものであることに鑑み、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、外国人観光旅客の来訪を促進するための措置及び国際観光の振興に資する施策に必要な経費の財源に関する特別の措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって我が国の観光及びその関連産業の国際競争力の強化並びに地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。

第二章中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とし、第五項を第三項とする。

第二章の章名中「及び外客来訪促進計画」を削る。

第三条の見出しを削り、同条第一項中「外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる」を削り、「に關する」を図るためのに改め、同条第二項各号を次のように改める。

一 国際観光の振興に関する基本的な事項

二 国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のため

一 国際観光の振興に関する基本的な事項

二 国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のため

一 国際観光の振興に関する基本的な事項

二 国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のため

一 国際観光の振興に関する基本的な事項

二 国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のため

一 国際観光の振興に関する基本的な事項

二 国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のため

の環境の整備に関する事項

三 我が国の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化に関する事項

四 地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上に関する事項

五 その他国際観光の振興のために必要な事項

第三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第三章及び第四章の章名並びに同章第一節及び第二節の節名を削る。

第六条を削り、第五条を第六条とし、同条の次に次の節名を付する。

第三節 公共交通事業者等が講ずべき措置等

第四条第一項中「都道府県は」を「協議会は」に、「都道府県内の外客来訪促進地域」を「協議会の構成員である都道府県内の地域」に改め、同項各号を次のように改める。

一 外客来訪促進計画の区域(以下「計画区域」という。)

二 計画区域における外国人観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備の方針

三 計画区域の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化の方針

四 計画区域における地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上の方針

五 その他計画区域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項

第四条第二項中「都道府県を」協議会に改め、同条第三項第一号中「その外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域(以下この項において「計画区域」という。)」を「計画区域」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「計画区域」を「計画区域」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「計画区域」を「計画区域」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項を削り、同条第五項中「都道府県」を「協議会」に、「公表するよう努めるものとする」を「公表しなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「都道府県」を「協議会」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6 協議会は、定期的に、その定めた外客来訪促進計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該外客来訪促進計画を変更するものとする。

第四条を第五条とする。

他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上の方針

五 その他計画区域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項

第四条第二項中「都道府県を」協議会に改め、同条第三項第一号中「その外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域(以下この項において「計画区域」という。)」を「計画区域」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「計画区域」を「計画区域」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「計画区域」を「計画区域」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項を削り、同条第五項中「都道府県」を「協議会」に、「公表するよう努めるものとする」を「公表しなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「都道府県」を「協議会」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6 協議会は、定期的に、その定めた外客来訪促進計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該外客来訪促進計画を変更するものとする。

第四条を第五条とする。

第三条の次に次の章名、一節及び節名を加える。

第三章 外国人観光旅客の来訪を促進するための措置

第一節 協議会

第四条 次に掲げる者は、一又は二以上の都道府

平成三十年三月二十二日 衆議院会議録第十号

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二七

平成三十年三月二十二日 衆議院會議録第十号

県の区域を単位とする地域ごとに、当該地域における外国人観光旅客の来訪の促進に関し必要な協議並びに次条第一項に規定する外客来訪促進計画の策定及び当該外客来訪促進計画の実施に係る連絡調整を行うため、共同で協議会を組織することができる。

一 地方運輸局(運輸監理部を含む)。

二 関係都道府県

三 当該地域の観光の振興の推進を目的とする観光関係団体

2 前項の規定により同項の協議会(以下単に「協議会」という。)を組織する同項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議会に次掲げる者を構成員として加えることができる。
一 国の関係地方行政機関(前項第一号に掲げる者を除く)。

二 関係市町村

三 関係事業者

四 その他前項各号に掲げる者が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 外客来訪促進計画等

第七条の見出しを「外国人観光旅客の利便の増進」に改め、同条中「外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置(以下「情報提供促進措置」を「外国語等による情報

の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗面所の設置その他の外国人観光旅客の公共交通機関の利用に係る利便を増進するために必要な措置(以下「外国人観光旅客利便増進措置」に改める)。

第八条の見出し中「情報提供促進措置」を「外国人観光旅客利便増進措置」に改め、同条第一項中「円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供の促進を「利便の増進」に、「情報提供促進措置」を「外国人観光旅客利便増進措置」に改め、同条第三項中「公共交通事業者等」の下に「協議会が組織されているときは、関係する公共交通事業者等及び当該協議会」を加える。

第九条の見出しを「外国人観光旅客利便増進措置の実施」に改め、同条第一項中「情報提供促進措置」を「外国人観光旅客利便増進措置」に、「次項」を「以下この条に」、「情報提供促進実施計画」を「外国人観光旅客利便増進実施計画」に改め、同条第二項中「情報提供促進実施計画」を「外国人観光旅客利便増進実施計画」に改め、同項各号中「情報提供促進措置」を「外国人観光旅客利便増進措置」に改め、同条第三項中「第一項の計画」を「外国人観光旅客利便増進実施計画」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「情報提供促進措置」を「外国人観光旅客利便増進措置」に改める。

第十一条に見出しとして「独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置」を付し、同条中「機構」を「独立行政法人国際観光振興機構(以下「機構」という。）」に改める。

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条中「旅行の容易化等」を「来訪」に、「外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化並びに」を「外客来訪促進計画の実施及び外国人観光旅客に対する」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「旅行の容易化等」を「来訪」に、「外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域」を「計画区域」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一章を加える。

第四章 国際観光振興施策に必要な経費の財源

第十二条 政府は、国際観光旅客税(国際観光旅客税法平成三十年法律第 号)に規定する国際観光旅客税をいう。第三項第一号において同じ。の収入見込額に相当する金額を、国際観光振興施策(国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備に関する施策、我が国の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化に関する施策並びに地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上に関する施策をいう)に必要な経費に充てるものとする。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によ

るものとする。

3 第一項の国際観光振興施策として行われる施策は、次に掲げる要件に該当するものを基本とするものとする。

一 国際観光旅客税の納税者の理解を得られるものであること。

二 先進的なもので、かつ、費用に比してその効果が高いものであること。

三 地域経済の活性化その他の我が国における政策課題の解決に資するものであること。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第七条(見出しを含む)の改正規定、第八条(見出しを含む)の改正規定、第九条(見出しを含む)の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 観光庁長官は、前条ただし書の政令で定める日前においても、この法律による改正後の外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(次項及び附則第七条において「新法」という)第八条第一項から第三項までの規定の例により、外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間を指定することができる。

2 前項の規定により指定された区間は、前条ただし書の政令で定める日において新法第八条第一項の規定により指定されたものとみなす。

(国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第三条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 基本方針は、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とする。

(独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正)
第四条 独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十一条」に、「第十一条」を「第十二条」に改める。
第十二条を削り、第十一条を第十二条とする。

第十条第三項中「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第十二条に規定する国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係る業務(これに附帯する業務を含む)。」

を「前条第二号に掲げる業務」に改め、第三章中同条を第十一号とする。
第九条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第十条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条各号の業務(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第十二条の規定により国際観光旅客税の収入見込額に相当する金額を当該業務に必要な費用に充てるもの)に限り、次号に掲げるものを除く。
二 前条第七号の業務(国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第二条に規定する国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係るもの)に限る。

三 前二号に掲げる業務以外の業務
第十六条第二号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。
(国土交通省設置法の一部改正)

第五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十号の次に次の二号を加える。
二十の二 国際観光の振興に資する施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十の三 国際観光の振興に資する施策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
第四十四条中「第四条第一項第二十一号」を「第四条第一項第二十号の二に改める。」
(政令への委任)

第六条 附則第二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由
国際観光の一層の振興を図るため、基本方針及び外客来訪促進計画の記載事項等の整備並びに外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するための措置の拡充を行うとともに、国際観光振興施策に必要な経費の財源に関する特別の措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
基本方針及び外客来訪促進計画の記載事項等の整備並びに外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するための措置の拡充を行うとともに、国際観光振興施策に必要な経費の財源に関する特別の措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

滑に利用するための措置の拡充を行うとともに、国際観光振興施策に必要な経費の財源に関する特別の措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の題名を「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に改めること。

2 法律の目的を、外国人観光旅客の来訪を促進するための措置及び国際観光の振興に資する施策に必要な経費の財源に関する特別の措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって我が国の観光及びその関連産業の国際競争力の強化並びに地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することに改めること。

3 国土交通大臣が定める基本方針を「国際観光の振興を図るための基本方針」に変更するとともに、その記載事項を改めること。

4 外客来訪促進計画の策定主体を、都道府県から、都道府県、地方運輸局及び観光関係団体等で構成する協議会に変更するとともに、外客来訪促進計画の記載事項を改めること。

5 公共交通機関の旅客施設及び車両等への外国人観光旅客の利用に係る利便の増進に必要な措置に関し、公共交通事業者等に対する努力義務の範囲を拡充すること。

6 国際観光旅客税の収入見込額相当額を国際観光振興施策に必要な経費に充てるものとし、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。
7 この法律は、一部の規定を除き、平成三十四年四月一日から施行すること。

平成三十年三月二十二日 衆議院会議録第十号

二 議案の可決理由

国際観光の一層の振興を図るため、基本方針及び外客来訪促進計画の記載事項等の整備並びに外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するための措置の拡充を行うとともに、国際観光振興施策に必要な経費の財源に関する特別の措置等を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成三十年度一般会計予算において、国際観光旅客税財源充当事業に係る経費六十億円が計上されている。

平成三十年三月二十日

国土交通委員長 西村 明宏

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 国際観光旅客税の平成三十一年一月七日からの導入にあたり、課税の対象である出国者に混乱を来さないよう国内のみならず国外にも新制度の周知の徹底を図ること。また、周知にあたっては、納税者の理解が得られるよう、国際観光旅客税の受益と負担の関係について丁寧な説明を行うこと。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二 国際観光旅客税を財源とする施策を実施するための予算の配分にあたっては、透明性及公平性を確保し、使途を厳格にすること。

三 国際観光旅客税の税収を充当する三分野については、予算の適正な運用と透明性を確保するとともに、無駄遣いや野放図な歳出拡大につながらないよう第三者機関等による執行状況を厳正に監視する体制を構築すること。

四 国際観光旅客税の税収の使途については、本法施行後三年を目途にその在り方について検討を加え、結果を公表するとともに国会に報告すること。

五 国際観光旅客税を財源とする施策の実施にあたっては、負担者である日本人と訪日外国人旅行者双方が直接的に受益を実感できる使途に充当すべきであり、ストレスフリーで快適かつ安全・安心な旅行が実感できるよう、出入国手続きの簡素化及び保安検査の円滑化・厳格化等、空港環境整備の充実を図ること。

六 外国人観光旅客の地方誘客の拡大につながる観光地づくりの実現に意欲的な地域に対し、観光資源の商品化及びブラッシュアップ並びに人材及びノウハウの提供等必要に応じた支援を行うこと。

七 公共交通事業者等が外国人観光客利便増進措置を実施するにあたっては、事前の意見聴取を十分に行うとともに、事業者に対し必要な支援等を行うこと。また、二次交通や三次交通の充実・強化等を図る取組を推進すること。

八 国際観光旅客税は出国する日本人も課税対象となるため、国際交流に資するアウトバウンドの活性化につながる取組を強化すること。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成三十年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第九条の見出しを「交付金」に改め、同条第一項中「昭和四十九年度から平成二十九年度までの間においては、政府は」を「政府は、当分の間に改め、同条第二項中「昭和四十九年度から平成二十九年度までの間における」を削り、「ついては」の下に「、当分の間を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

大気の汚染の影響による健康被害に関する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、政府は、当分の間、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、大気の汚染の影響による健康被害に関する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、所要の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 政府は、当分の間、引き続き、大気の汚染による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付するものとする。

2 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、大気の汚染の影響による健康被害に関する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、七十九億六千万円である。

右報告する。

平成三十年三月二十日

環境委員長 松島みどり
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 ぜん息等の疾病にかかり苦しんでいる多くの人がいる現状にかんがみ、当該疾病の種々の原因の解明と効果的な予防・回復方法の早期確立・普及に政府が一丸となって取り組むこと。
- 二 各種次世代自動車の開発・普及の促進、エコドライブの推進、公共交通機関の利便性の一層の向上、交通流対策の促進等、自動車排出ガス総量削減に資する対策について、政府が一体となつて取り組むこと。
- 三 被認定者の高齢化・重症化に配慮した適切な施策を着実に実施するとともに、治癒等により被認定者ではなくなった者についても、公害健康被害予防事業等によるフォローアップに十分努めること。
- 四 大気汚染の影響による健康被害を未然に防止するため、ぜん息患者の要望等を十分に踏まえること。

ながら、公害健康被害予防事業の充実に努めること。

五 環境保健サーベイランス調査の調査対象を広げる等各種調査を精力的に行い、そこで得られた科学的知見に基づき、必要な被害者救済のための方途を早急に検討すること。

関税定率法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成三十年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

関税定率法等の一部を改正する法律

〔関税定率法の一部改正〕

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二八二・一八・三〇号中「三・九%」を「無税」に改める。

別表第二八二・四九号を次のように改める。

二八二・四九

その他のもの

一 オキシ塩化ジルコニウム

二 その他のもの

別表第二九〇七・一九号中

二 その他のもの

四・六%を

二 その他のもの

(一) 単核一価フェノール

A バラータリシャリブチルフェノール

無税

B その他のもの

(二) その他のもの

別表第二九三・九〇号を次のように改める。

二九三・九〇

その他のもの

一 水酸化トリメチルアダマンチルアンモニウム(A
DAH)及び水酸化テトラエチルアンモニウム(T
EAH)

二 その他のもの

別表第三三〇七・九〇号を次のように改める。

三三〇七・九〇

その他のもの

別表第三八二四・九九号中

四 その他のもの

四 その他のもの

(一) ジスプロシウム鉄合金

(二) その他のもの

三・八%に改める。

別表第五三〇六・一〇号中「九・六%」を「無税」に改める。

別表第五三〇八・九〇号中

二 その他のもの

九・六%を

二 ラミール

三 その他のもの

無税に改める。

別表第六一・〇一から第六一・〇四項までを次のように改める。

六一・〇一

男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(スリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。)

綿製のもの

人造繊維製のもの

その他の紡織用繊維製のもの

一 羊毛製又は織獣毛製のもの

二 その他のもの

六一・〇二

女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(スリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。)

羊毛製又は織獣毛製のもの

綿製のもの

人造繊維製のもの

六一・〇一・一〇
六一・〇二・二〇
六一・〇二・三〇

一〇・九%
一〇・九%
一〇・九%

六二〇二・九〇	その他の紡織用纖維製のもの	八・四%
六二〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六二〇三・一〇	スーツ	
	一 羊毛製、織獣毛製又は合成纖維製のもの	一〇・九%
	二 その他のもの	八・四%
六二〇三・二二	アンサンブル	
六二〇三・二三	綿製のもの	一〇・九%
六二〇三・二九	合成纖維製のもの	一〇・九%
	その他の紡織用纖維製のもの	
	一 羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%
	二 その他のもの	八・四%
六二〇三・三一	ジャケット及びブレザー	
六二〇三・三二	羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%
六二〇三・三三	綿製のもの	一〇・九%
六二〇三・三三	合成纖維製のもの	一〇・九%
六二〇三・三九	その他の紡織用纖維製のもの	八・四%
六二〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	
六二〇三・四二	羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%
六二〇三・四三	綿製のもの	一〇・九%
六二〇三・四四	合成纖維製のもの	一〇・九%
六二〇三・四九	その他の紡織用纖維製のもの	八・四%
六二〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六二〇四・一三	スーツ	
六二〇四・一九	合成纖維製のもの	一〇・九%
	その他の紡織用纖維製のもの	
	一 羊毛製、織獣毛製又は綿製のもの	一〇・九%
	二 その他のもの	八・四%
六二〇四・二二	アンサンブル	
六二〇四・二三	綿製のもの	一〇・九%
六二〇四・二九	合成纖維製のもの	一〇・九%
	その他の紡織用纖維製のもの	
	一 羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%

六二〇四・三一	二 その他のもの	八・四%
六二〇四・三二	ジャケット及びブレザー	
六二〇四・三三	羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%
六二〇四・三三	綿製のもの	一〇・九%
六二〇四・三九	合成纖維製のもの	一〇・九%
六二〇四・四一	その他の紡織用纖維製のもの	八・四%
六二〇四・四二	スーツ	
六二〇四・四三	羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%
六二〇四・四四	綿製のもの	一〇・九%
六二〇四・四四	合成纖維製のもの	一〇・九%
六二〇四・四九	再生纖維又は半合成纖維製のもの	一〇・九%
	その他の紡織用纖維製のもの	八・四%
六二〇四・五一	その他の紡織用纖維製のもの	
六二〇四・五二	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	
六二〇四・五三	羊毛製又は織獣毛製のもの	一〇・九%
六二〇四・五九	綿製のもの	一〇・九%
六二〇四・六一	合成纖維製のもの	一〇・九%
六二〇四・六二	その他の紡織用纖維製のもの	八・四%
六二〇四・六三	その他の紡織用纖維製のもの	
六二〇四・六九	その他の紡織用纖維製のもの	

別表第六一・〇五項中	一 オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一六・八%
	(一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四%
	(二) その他のもの	
別表第六一・〇六・一〇号中「二六・八%」を「二〇・九%」に改める。	一 オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	
別表第六一・〇六・一〇号中「二六・八%」を「二〇・九%」に改め、同表	一 ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	
第六一〇六・二〇号及び第六一〇六・九〇号中	(一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	
	(二) その他のもの	

[illegible]

一〇・九%
八・四%」に改める。

別表第六一・一二項を次のように改める。

六一・一二

トラックスーツ、スキースーツ及び水着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

トラックスーツ

綿製のもの

合成繊維製のもの

その他の紡織用繊維製のもの

スキースーツ

一 合成繊維製のもの

二 その他のもの

男子用の水着

合成繊維製のもの

その他の紡織用繊維製のもの

女子用の水着

合成繊維製のもの

その他の紡織用繊維製のもの

別表第六一・一四項を次のように改める。

六一・一四

その他の衣類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

綿製のもの

人造繊維製のもの

その他の紡織用繊維製のもの

六一・一四・二〇

六一・一四・三〇

六一・一四・九〇

別表第六一・一七・一〇号中

ショール、スカーフ、マフラー、マンティール、ベールその他これらに類する製品

一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの

二 その他のもの

八・四%」に改め、同表第六一・一七・八〇

「ショール、スカーフ、マフラー、マンティール、ベールその他これらに類する製品

二 その他のもの

「(一) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの

(二) その他のもの

一六・八%
一一・二%」を

二 その他のもの

八・四%」に改め、同表第六一・一七・九〇号中

部分品

一 ししゅう

の及び模

二 その他の

したもの、レースを使用したもの
様編みの組織を有するもの

一六・八%
一一・二%」を

部分品

八・四%」に改める。

別表第六二・一四・九〇号中

(二) その他のもの

A ししゅうしたもの、レース製のもの
及びレースを使用したもの

B その他のもの

別表第六二・一六項を次のように改める。

六一・一六

六二・一六・〇〇

手袋、ミトン及びミット

一 剣道用の小手

二 その他のもの

ベッドリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの

二 その他のもの

別表第六三〇二・一〇号中

ベッドリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの

二 その他のもの

「ベッドリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

テーブルリネン(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの

二 その他のもの

九・一%」に改め、同表第六三〇二・四〇

「リヤス編み又はクロセ編み

九・一%」に改め、同表第六三〇二・五三号及び第六三〇二・五九

号中「六・四%」を「五・三%」に改める。

「リヤス編み又はクロセ編み

号中「六・四%」を「五・三%」に改める。

別表第六三〇三・一二号及び第六三〇三・一九号を次のように改める。	六三〇三・一二 六三〇三・一九	合成繊維製のもの その他の紡織用繊維製のもの	九・一％ 九・一％
別表第六三〇三・九九号中「六・四％」を「五・三％」に改める。	別表第六三〇四・一一号中	メリヤス編み又はクロセ編みのもの 一 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	一六・八％ 一一・二％
メリヤス編み又はクロセ編みのもの	九・一％	に改め、同表第六三〇四・一九	
号中「六・四％」を「五・三％」に改め、同表第六三〇四・九一号中	メリヤス編み又はクロセ編みのもの 一 ししゅうしたもの、もの及び模様編みの 二 その他のもの		
みのもの レースを使用した組織を有するもの	一六・八％ 一一・二％	を メリヤス編み又はクロセ編みのもの	九・
一％」に改め、同表第六三〇四・九九号中「六・四％」を「五・三％」に改める。	別表第七四・〇二項を次のように改める。		
七四・〇二	粗銅及び電解精製用陽極銅	一 課税価格が一キログラムにつき四七五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
二 課税価格が一キログラムにつき四七五円を超え四九〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と四九〇円との差額		
三 課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの	無税		
別表第七四〇三・一一号から第七四〇三・一九号までを次のように改める。			

七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片	一 課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
七四〇三・一二	ワイヤバー	一 課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
二 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額		
三 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税		
ピレット	一キログラムにつき一五円		
二 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額		

七四〇三・一九	三 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの その他のもの 一 課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	無税 一キログラムにつき一五円
七四〇三・二二	二 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの 三 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額 無税
別表第七四〇三・二三号及び第七四〇三・二九号を次のように改める。		
七四〇三・二二	銅・すず合金(青銅) 一 課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
七四〇三・二九	二 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの 三 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの その他の銅合金(第七四・〇五項のマスターアロイを除く) 一 課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	無税 一キログラムにつき一五円
号中	精製鉛 一 課税価格が一キログラムにつき一七二円以下のもの 二 課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のもの 三 課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの	一キログラムにつき八円 一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額 無税
一 電解精製用のもの(鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限り)	に改め、同表第七八〇一・九一	
二・八%を	二 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの 三 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額 無税
(三) 課税価格 〇円を超	(二) 課税価格 五円三七	(一) 課税価格 五円三七
一 電解精製用の量の九五%		

のもの(鉛の含有量が全重 を超えるものに限る。)	が一キログラムにつき一六 錢以下のもの	が一キログラムにつき一六 錢を超え一七〇円以下のも	二・八%	一キログラ ムにつき、 課税価格と 一七〇円と の差額	無税	が一キログラムにつき一七 えるもの
に改め、同表第七八〇一・九九号中						
(一) 電 解 重 量 (二) そ の						
(一) 電 解 精 製 用 の もの(鉛の含有 量全重量の九五%を超えるものに 限る。)						
A 課税価格が一キログラムにつき 六五円三七錢以下のもの						
B 課税価格が一キログラムにつき 六五円三七錢を超え一七〇円以 下のもの						
C 課税価格が一キログラムにつき 七〇円を超えるもの						
(二) そ の 他 の も の						
A 課税価格が一キログラムにつき 七二円以下のもの						
B 課税価格が一キログラムにつき 七二円を超え一八〇円以下のも						
二・八% 一キログラ ムにつき八 円を						
精製用のもの(鉛の含有量が全 の九五%を超えるものに限る。)						
他のもの						
二・八% 一キログラ ムにつき八 円を						
限が						
二・八%						
一キログラ ムにつき、 課税価格と 一七〇円と の差額						
無税						
に改める。						
一キログラ ムにつき八 円						
一キログラ ムにつき、 課税価格と 一八〇円と の差額						
無税						
別表第七九〇一・一一号及び第七九〇一・一二号を次のように改める。						
七九〇一・一一						
亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの						
一 課税価格が一キログラムにつき二四二円以下の もの						
一キログラ ムにつき八 円						
C 課税価格が一キログラムにつき 八〇円を超えるもの						

一キログラ

(特惠受益国等原産品であることの確認)

第八条の四 税関長は、輸入申告がされた貨物

は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

三 課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの

無税

惠關稅等)の規定による關稅についての便益を適用する場合において、当該貨物が特惠受益國等を原産地とする物品(以下この項において「特惠受益國等原産品」という。)であるか

3 税關長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、特惠受益國等が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知す

一 課税価格が一キログラムにつき二四二円以下のもの

一キログラ

どうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法によりその確認をすることができるとができる。

円

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特惠受益国等原産品であることを明らかに

二 課税価格が一キログラムにつき二四二円を超え
二五〇円以下のもの

一キログラ

二 特惠受益国等の権限ある当局（特惠受益

三 課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの

無税

国等から輸出される貨物が特惠受益国等原産品であることを証明する書類の発給に關して権限を有する機関をいう。以下この条において同じ。又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問

（関税法の一部改正）
 第二条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第百十一条第一項中「五百万円」を「千万円」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該犯罪に係る貨物の価額の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価額の五倍以下とする。

第百十一条第一項第一号中「第七十五条の下に〔外国貨物の積戻し〕を加え、同条第四項中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

第百十二条第三項中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の三倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第七條の第三項及び第八項、第七條の第四項、第七條の第五項及び第三項並びに第七條の六第一項、第二項及び第七項中「平成十九年度」を「平成三十年度」に改める。

第八條の四を次のように改める。

2 前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又

期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

4 第一項第四号の求めは、特恵受益国等の権限ある当局が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

5 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次の各号のいずれかに該当する項の規定による関税についての便益の適用を受けようとする貨物について、当該便益を与えないことができる。

二 当該貨物を輸入する者が当該便益の適用の要件を満たしていないとき。

き。
を受けるために必要な手続をとらないと

合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに

係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

四 第三項の通知をした場合において、特恵
受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者
供した資料が一つでないとき

若しくは生産者が第一項第三号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五 第一項第四号の求めを行った場合において、特惠受益国等の権限ある当局が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定められた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

6 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、その結果の内容(その理由を含む。)を当該確認に係る貨物を輸入する者に通知するものとする。

別表第一第七四・〇二項から第七九・〇一項までを削る。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成三〇年三月三一日」を「平成三一年三月三一日」に改める。

別表第三の一九の項中「関税率表第五三〇八・九〇号の二に掲げる物品のうち「及び「ラミー糸」を削り、同表の二七の項中「第六二一六・〇〇号」を「第六二一六・〇〇号の二」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第三条 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち、関税暫定措置法第七条の三第六項の改正規定中「こと」とあるのは「を」とを「物品の輸入数量」に改め、「に改め、同法第七条の六第一項第一号及び第二号の改正規定、同条第二項にただし書を加える改正規定並びに同条第七項の改正規定中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

理 由

最近における内外の経済情勢等に対応するため、個別品目の関税率の見直し、許可を受けないで輸出入する等の罪等に係る罰則の引上げ、暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うほか、金の密輸入に対応するための罰則の引上げ等を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

1 平成三十年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長を行うこと。

2 金の密輸入に対応するための罰則の引上げとして、許可を受けないで輸出入する罪等に係る罰金額を引き上げること。

3 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成三十年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行

うほか、金の密輸入に対応するための罰則の引上げ等を図るもので、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行による減収見込額

本案施行による減収見込額は、平成三十年度において約五億円である。
右報告する。

平成三十年三月二十日

財務金融委員長 小里 泰弘

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

関税率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金等の密輸を阻止し、水際において国民の安心・安全等を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の見直し、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。特に近年の国際的な情勢を踏まえ、水際におけるテロ・治安維持対策の遂行に当たっては、税関における定員の確保及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備に努めること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 三六円 三〇円